

政務活動費 会計帳簿

議員氏名:

荒巻 隆三

令和4年度

(単位:円)

年月日	使送区分	使送項目	支払(円)内容 (単価及び数量を記載)	収入金額	支払金額	控分率 (集分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
2022/4/1			政務活動費	1,200,000		100%	0		
2021/7/1			政務活動費	1,200,000		100%	0		
2022/10/3			政務活動費	1,200,000		100%	0		
2023/1/4			政務活動費	1,200,000		100%	0		
2022/12/28	C	印刷代	1 東山短信2023はがき印刷代		89,100	100%	89,100	(有)ミノル印刷	
2022/12/13	C	印刷代	2 東山短信2023はがき代(2000枚)		126,000	100%	126,000	東山知恩院前郵便局	
2022/12/14	C	印刷代	3 東山短信2023はがき代(3000枚)		189,000	100%	189,000	京都今熊野郵便局	
2022/12/14	C	印刷代	4 東山短信2023はがき代(1500枚)		94,500	100%	94,500	東山郵便局	
2022/12/16	C	印刷代	5 東山短信2023宛名ラベル代		11,010	100%	11,010	ヨドバシカメラ	
2023/3/2	C	印刷代	6 事務所移転はがき代(7,000枚)		441,000	100%	441,000	京都今熊野郵便局	
2023/3/31	C	印刷代	7 りゅうぞう通信Vol.15印刷代		640,000	100%	640,000	(有)ミノル印刷	
2023/3/31	C	印刷代	8 りゅうぞう通信Vol.15封筒代		127,600	100%	127,600	(有)ミノル印刷	
2023/3/27	C	印刷代	9 りゅうぞう通信Vol.15発送費		574,904	100%	574,904	東山郵便局	6,116通
2023/2/24	C	印刷代	10 りゅうぞう通信Vol.15ラベル代		14,680	100%	14,680	ヨドバシカメラ	
2022/4/28	C	印刷代	11 サーバ―維持管理(4月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2022/5/27	C	印刷代	12 サーバ―維持管理(5月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2022/7/1	C	印刷代	13 サーバ―維持管理(6月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2022/8/5	C	印刷代	14 サーバ―維持管理(7月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2022/9/1	C	印刷代	15 サーバ―維持管理(8月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2022/9/30	C	印刷代	16 サーバ―維持管理(9月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2022/10/27	C	印刷代	17 サーバ―維持管理(10月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2022/11/30	C	印刷代	18 サーバ―維持管理(11月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2022/12/28	C	印刷代	19 サーバ―維持管理(12月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2023/2/2	C	印刷代	20 サーバ―維持管理(1月分)		22,550	50%	11,275	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料550
2023/3/7	C	印刷代	21 サーバ―維持管理(2月分)		22,550	50%	11,275	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料550
2023/3/31	C	印刷代	22 サーバ―維持管理(3月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2022/5/11	G	印刷代	23 京都新聞(4月分)		4,400	100%	4,400	京都新聞 本町販売所	

政務活動費 会計帳簿

議員氏名:

荒巻 隆三

令和4年度

(単位:円)

年月日	使速区分	使速項目	取入金額	支払金額	按分率 (負相分)	計上額 (借取切替)	支払先	備考
2022/7/14	G	借入金		4,400	100%	4,400	京都新聞 本町販売所	
2022/7/14	G	借入金		4,400	100%	4,400	京都新聞 本町販売所	
2022/8/10	G	借入金		4,400	100%	4,400	京都新聞 本町販売所	
2022/9/12	G	借入金		4,400	100%	4,400	京都新聞 本町販売所	
2022/9/26	G	借入金		4,400	100%	4,400	京都新聞 本町販売所	
2022/11/7	G	借入金		4,400	100%	4,400	京都新聞 本町販売所	
2022/11/30	G	借入金		4,400	100%	4,400	京都新聞 本町販売所	
2022/12/26	G	借入金		4,400	100%	4,400	京都新聞 本町販売所	
2023/1/23	G	借入金		4,400	100%	4,400	京都新聞 本町販売所	
2023/3/14	G	借入金		4,400	100%	4,400	京都新聞 本町販売所	
2023/3/29	G	借入金		4,400	100%	4,400	京都新聞 鴨東販売所	
2023/3/29	G	借入金		4,400	100%	4,400	京都新聞 鴨東販売所	
2022/5/26	G	借入金		3,821	100%	3,821	茂籠哲生	
2022/5/26	G	借入金		3,821	100%	3,821	茂籠哲生	
2022/7/14	G	借入金		3,821	100%	3,821	茂籠哲生	
2022/9/12	G	借入金		3,821	100%	3,821	茂籠哲生	
2022/9/12	G	借入金		3,821	100%	3,821	茂籠哲生	
2022/10/3	G	借入金		3,821	100%	3,821	茂籠哲生	
2022/10/31	G	借入金		3,821	100%	3,821	茂籠哲生	
2022/11/30	G	借入金		3,821	100%	3,821	茂籠哲生	
2022/12/26	G	借入金		3,821	100%	3,821	茂籠哲生	
2023/1/27	G	借入金		3,821	100%	3,821	茂籠哲生	
2023/3/14	G	借入金		3,821	100%	3,821	茂籠哲生	
2023/4/12	G	借入金		3,821	100%	3,821	茂籠哲生	
2022/4/28	H	借入金		90,040	70%	63,028	桜井ビル	89,600+手数料440
2022/5/27	H	借入金		90,040	70%	63,028	桜井ビル	89,600+手数料440
2022/7/1	H	借入金		90,040	70%	63,028	桜井ビル	89,600+手数料440
2022/8/5	H	借入金		90,040	70%	63,028	桜井ビル	89,600+手数料440

政務活動費

会計帳簿

議員氏名: 荒巻 隆三

令和4年度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	収支(収入内容)	収入金額	支払金額	按分率(負担分)	計上額(端数切捨)	支払先	備考
2022/9/1	H	駐車場費	51 家賃、駐車場(8月分)	90,040	90,040	70%	63,028	桜井ビル	89,600+手数料440
2022/9/30	H	駐車場費	52 家賃、駐車場(9月分)	90,040	90,040	70%	63,028	桜井ビル	89,600+手数料440
2022/10/27	H	駐車場費	53 家賃、駐車場(10月分)	90,040	90,040	70%	63,028	桜井ビル	89,600+手数料440
2022/11/30	H	駐車場費	54 家賃、駐車場(11月分)	90,040	90,040	70%	63,028	桜井ビル	89,600+手数料440
2022/12/28	H	駐車場費	55 家賃、駐車場(12月分)	90,040	90,040	70%	63,028	桜井ビル	89,600+手数料440
2023/1/13	H	駐車場費	56 家賃、駐輪場(1月21日~2月分)	121,225	121,225	70%	84,857	五建ビル 谷川商事	支払先はエリッソ
2023/2/20	H	駐車場費	57 家賃、駐輪場(3月分)	88,000	88,000	70%	61,600	五建ビル 谷川商事	
2022/5/27	H	電気料	58 電気料金(4月分)	11,471	11,471	70%	8,029	関西電力株式会社	
2022/5/31	H	電気料	59 電気料金(5月分)	11,122	11,122	70%	7,785	関西電力株式会社	
2022/7/1	H	電気料	60 電気料金(6月分)	9,648	9,648	70%	6,753	関西電力株式会社	
2022/8/5	H	電気料	61 電気料金(7月分)	7,611	7,611	70%	5,327	関西電力株式会社	
2022/9/1	H	電気料	62 電気料金(8月分)	9,195	9,195	70%	6,436	関西電力株式会社	
2022/9/30	H	電気料	63 電気料金(9月分)	9,446	9,446	70%	6,612	関西電力株式会社	
2022/11/2	H	電気料	64 電気料金(10月分)	9,132	9,132	70%	6,392	関西電力株式会社	
2022/11/30	H	電気料	65 電気料金(11月分)	6,997	6,997	70%	4,897	関西電力株式会社	
2023/1/5	H	電気料	66 電気料金(12月分)	7,153	7,153	70%	5,007	関西電力株式会社	
2023/2/1	H	電気料	67 電気料金(1月分)	9,760	9,760	70%	6,832	関西電力株式会社	
2023/3/3	H	電気料	68 電気料金(2月分)	5,536	5,536	70%	3,875	関西電力株式会社	桜井ビル
2023/2/20	H	電気料	69 電気料金(2月分)	27,438	27,438	70%	19,206	関西電力株式会社	五建ビル
2023/3/31	H	電気料	70 電気料金(3月分)	24,165	24,165	70%	16,915	関西電力株式会社	五建ビル
2022/4/28	I	固定電話	71 固定電話料金(4月分)	10,868	10,868	70%	7,607	NTTファイナンス株式会社	
2022/5/31	I	固定電話	72 固定電話料金(5月分)	12,223	12,223	70%	8,556	NTTファイナンス株式会社	
2022/7/1	I	固定電話	73 固定電話料金(6月分)	11,121	11,121	70%	7,784	NTTファイナンス株式会社	
2022/8/5	I	固定電話	74 固定電話料金(7月分)	20,523	20,523	70%	14,366	NTTファイナンス株式会社	
2022/9/1	I	固定電話	75 固定電話料金(8月分)	12,883	12,883	70%	9,018	NTTファイナンス株式会社	
2022/9/30	I	固定電話	76 固定電話料金(9月分)	10,643	10,643	70%	7,450	NTTファイナンス株式会社	
2022/10/27	I	固定電話	77 固定電話料金(10月分)	11,525	11,525	70%	8,067	NTTファイナンス株式会社	

政務活動費

会計帳簿

議員氏名:

荒巻 隆三

令和4年度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	領収書 番号	支払(収入)内容 (摘要)	収入金額	支払金額	按分率 (真型分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
2022/11/30	I	事務費	78	固定電話料金(11月分)		10,718	70%	7,502	NTTファイナンス株式会社	
2022/12/28	I	事務費	79	固定電話料金(12月分)		11,222	70%	7,855	NTTファイナンス株式会社	
2023/2/6	I	事務費	80	固定電話料金(1月分)		10,872	70%	7,610	NTTファイナンス株式会社	
2023/3/3	I	事務費	81	固定電話料金(2月分)		32,049	70%	22,434	NTTファイナンス株式会社	
2023/3/31	I	事務費	82	固定電話料金(3月分)		10,978	70%	7,684	NTTファイナンス株式会社	
2022/4/8	I	事務費	83	名刺印刷料		13,200	70%	9,240	(有)ミノル印刷	
2022/9/1	I	事務費	84	名刺印刷料		6,600	70%	4,620	(有)ミノル印刷	
2022/11/30	I	事務費	85	名刺印刷料		14,300	70%	10,010	(有)ミノル印刷	
2022/11/30	I	事務費	86	名刺印刷料		13,200	70%	9,240	(有)ミノル印刷	
2022/12/28	I	事務費	87	名刺印刷料		14,300	70%	10,010	(有)ミノル印刷	
2023/3/9	I	事務費	88	名刺印刷料		18,810	70%	13,167	(有)ミノル印刷	18,480+手数料330
2023/3/31	I	事務費	89	名刺印刷料		7,700	70%	5,390	(有)ミノル印刷	
2023/3/31	I	事務費	90	名刺印刷料		13,860	70%	9,702	(有)ミノル印刷	
2023/3/31	I	事務費	91	名刺印刷料		4,620	70%	3,234	(有)ミノル印刷	
2023/3/31	I	事務費	92	名刺印刷料		4,620	70%	3,234	(有)ミノル印刷	
2023/3/31	I	事務費	93	名刺印刷料		14,400	70%	10,080	(有)ミノル印刷	
2022/10/4	I	事務費	94	複合機リース代(9月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	
2022/10/4	I	事務費	95	複合機リース代(10月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	
2022/11/4	I	事務費	96	複合機リース代(11月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	
2022/12/5	I	事務費	97	複合機リース代(12月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	
2023/1/4	I	事務費	98	複合機リース代(1月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	
2023/2/6	I	事務費	99	複合機リース代(2月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	
2023/3/6	I	事務費	100	複合機リース代(3月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	
2022/10/24	I	事務費	101	複合機トナー代(9月分)		2,200	70%	1,540	キャノンマーケティング	
2022/11/24	I	事務費	102	複合機トナー代(10月分)		2,200	70%	1,540	キャノンマーケティング	
2022/12/23	I	事務費	103	複合機トナー代(11月分)		2,200	70%	1,540	キャノンマーケティング	
2023/1/23	I	事務費	104	複合機トナー代(12月分)		2,200	70%	1,540	キャノンマーケティング	

政務活動費 会計帳簿

議員氏名: 荒巻 隆三

令和4年度

(単位:円)

年月日	使金区分	使途項目	摘要(収入内容(支出及び数量等)記載)	収入金額	支出金額	按分率(何百分)	計正額(何数何倍)	取引先	備考
2023/3/23	I	事務費	複合機トナー代(1月分)		2,200	70%	1,540	キヤノンマーケティング	
2023/3/23	I	事務費	複合機トナー代(2月分)		2,200	70%	1,540	キヤノンマーケティング	
2023/4/24	I	事務費	複合機トナー代(3月分)		99,821	70%	69,874	キヤノンマーケティング	
2022/3/17	I	事務費	パソコン		149,800	70%	104,860	エディオン	
2022/5/2	J	人件費	事務員給与(4月分)		90,440	70%	63,308		90,000+手数料440
2022/5/30	J	人件費	事務員給与(5月分)		130,440	70%	91,308		130,000+手数料440
2022/7/4	J	人件費	事務員給与(6月分)		72,940	70%	51,058		72,500+手数料440
2022/8/5	J	人件費	事務員給与(7月分)		53,940	70%	37,758		53,500+手数料440
2022/9/1	J	人件費	事務員給与(8月分)		18,940	70%	13,258		18,500+手数料440
2022/9/30	J	人件費	事務員給与(9月分)		34,940	70%	24,458		34,500+手数料440
2022/11/3	J	人件費	事務員給与(10月分)		30,350	70%	21,245		29,800+手数料550
2022/11/30	J	人件費	事務員給与(11月分)		62,080	70%	43,456		61,640+手数料440
2022/12/28	J	人件費	事務員給与(12月分)		44,160	70%	30,912		43,720+手数料440
2023/2/2	J	人件費	事務員給与(1月分)		52,550	70%	36,785		52,000+手数料550
2023/3/7	J	人件費	事務員給与(2月分)		42,550	70%	29,785		42,000+手数料550
2023/3/31	J	人件費	事務員給与(3月分)		136,356	70%	95,449		135,916+手数料440
2023/3/9	J	人件費	事務員給与(2月分)		16,716	70%	11,701		16,166+手数料550
2023/3/31	J	人件費	事務員給与(3月分)		223,406	70%	156,384		222,966+手数料440
2022/7/6	J	人件費	事務員給与(6月分)		43,440	70%	30,408		43,000+手数料440
2022/8/5	J	人件費	事務員給与(7月分)		49,440	70%	34,608		49,000+手数料440
2022/9/1	J	人件費	事務員給与(8月分)		31,940	70%	22,358		31,500+手数料440
2022/9/30	J	人件費	事務員給与(9月分)		54,940	70%	38,458		54,500+手数料440
2022/10/27	J	人件費	事務員給与(10月分)		53,940	70%	37,758		53,500+手数料440
2022/11/30	J	人件費	事務員給与(11月分)		56,940	70%	39,858		56,500+手数料440
2022/12/28	J	人件費	事務員給与(12月分)		60,940	70%	42,658		60,500+手数料440
2023/2/2	J	人件費	事務員給与(1月分)		63,550	70%	44,485		63,000+手数料550
2023/3/7	J	人件費	事務員給与(2月分)		41,550	70%	29,085		41,000+手数料550

政務活動費

會計帳簿

議員氏名:

荒巻 隆三

令和4年度

(単位:円)

年月日	用途区分	使途項目	種別	支払(収入)内容 (品名・数量・単位)	収入金額	支払金額	按分率 (真組分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
2023/3/31	J	人件費	131	事務員給与(3月分)		67,106	70%	46,974		66,666+手数料440

区分	項目名
A	調査研究費
B	研修費
C	広報広報費
D	要請陳情等活動費
E	会議費
F	資料作成費
G	資料購入費
H	事務所費
I	事務費
J	人件費

区分	支出件数	収入計(A)	支出計(B)	計上計(C)
A	0件		0	0
B	0件		0	0
C	22件		2,577,294	2,442,544
D	0件		0	0
E	0件		0	0
F	0件		0	0
G	24件		98,652	98,652
H	24件		1,168,259	817,775
I	38件		645,686	451,975
J	24件		1,533,594	1,073,515
	132件	4,800,000	6,023,485	4,884,461
				(A)-(C) -84,461

令和4年度 印刷物配布費用等説明書

会派・議員名

荒巻 隆三

配布物 (名称)	東山短信2023		規格	葉書					
配付先	事前登録者等		作成部数	6,500部					
	無	有	充当有の場合					備考	
			支出先・内容等	支出額 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)	領収書 整理 番号		
所要 経費	印刷・ 作成費 用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(有) ミノル印刷	89,100	100%	89,100	1	6,500枚
	封筒代	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	封入封 緘費用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	送付等 費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	東山知恩院前郵便局 (葉書代)	126,000	100%	126,000	2	63円×2,000枚
	〃	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	京都今熊野郵便局 (葉書代)	189,000	100%	189,000	3	63円×3,000枚
	〃	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	東山郵便局 (葉書代)	94,500	100%	94,500	4	63円×1,500枚
	宛名ラ ベル代	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	ヨドバシカメラ	11,010	100%	11,010	5	21面×100枚×3セ ット
同封 物	政務活 動費の 充当対 象	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	政務活 動費の 充当対 象外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		—	—	—	—	
合 計					509,610	—	509,610	—	

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

費報広聴広

東山短信 2023年

府議会議員 自民党府議団 代表幹事

荒 卷 隆 三

(ホームページ) <http://aramaki-ryuzo.jp>



▶ 令和5年度京都府予算編成に関する要望書を知事に提出しました。



R4.112(知事予算要望)

①京都経済の再生に向けた中小企業支援 ②W I T H コロナ社会における農林水産業等の構築 ③医療提供体制の充実と安定した地域医療の維持 ④フクチンと新型コロナウイルス感染症対策の中核業務を担う保健所の体制強化 ⑤新たな感染症に備えた体制づくり ⑥子どもに対する感染症対策の徹底と学習の保障 ⑦生活困難者等への支援、雇用対策の強化 ⑧「大学のまち」京都に相応しい大学生の修学支援等 ⑨W I T H コロナ社会を見据えた文化芸術活動への支援 ⑩コロナ禍における児童虐待やDV被害防止のための対策等 ⑪新型コロナウイルス感染症に対する偏見・差別等への対策 ⑫京都府総合計画の改定

これらをはじめとするコロナ禍の長期化及び物価高騰等関連緊急対策13点と、緊急重点対策21点に加え、府政重点項目24項目、各部局への要望を提出説明致しました。

▶ 令和5年度府予算等に関する重点要望書を政府に提出しました。新型コロナウイルス感染症や今後発生しうる新興感染症、激甚化・頻発化する自然災害から府民の命と暮らしを守り抜くこと、子育て環境日本一の京都をつくることともに、自然とも共生した環境にやさしい社会をつくること、京都の活力の源である産業や文化、スポーツ、学生などの力が最大限発揮できるような社会づくり等について要望致しました。

例年、開催させて頂いております「府政報告会 新書の集い」は、第八波の感染防止対策を考慮し、2023年の開催も見合せ、中止すること致します。感染状況を視て、3月くらいに形を察して「府政報告会」を実施致したいと思っております。御理解と御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

郵便はがき



今日この頃で、滞在は待たず、皆様如何にお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大とこれを契機とする人々の生活様式や価値観の大きな変化の他、ロシアによるウクライナ侵襲により、グローバルな社会経済システムの混乱に拍車がかかり、原油価格、物価の高騰やサプライチェーンの更なる悪化、国際秩序や安全医療環境の不安定化等、現在私たちは、まさに歴史的とも

言える社会の大きな転換点を迎えて居ります。京都府議会の議会運営委員長として、府民が安心して豊かに暮らせるよう全力を尽くして参りたく思っております。

今後共々しく御意見や御指導を賜りますようお願い申し上げます。

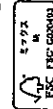
府議会議員 自民党府議団 代表幹事

荒 卷 隆 三

事務所 東山区本町二ノ八五

F A X 五六一二八二二八

電話 五五二二八二二八



6 0 1 5 0 9 1 8 1

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三		整理番号	1	
費目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	東山短信2023はがき印刷代				
支払金額	89,100円	按分率	100%	計上額	89,100円
按分率の考え方	全て政務活動				
備考	全文議員活動報告				
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p>					

御請求書

(有)三ノル印刷

令和4年2月17日

貴客 貴社様

(有)三ノル印刷

納入合計金額

〒075-0837
京都府京都市北区西宮町南上杉町499
TEL:075-531-4921 FAX:075-525-0451

摘要	金額	備考
前月請求残高		
割増請求金(税込) / 枚	89,100	
お立替 ()		
当月請求額	89,100	

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込み先 京都中央信用金庫 東五条支店 当座№260155
有限会社三ノル印刷 取締役 内田卓也 へお振りください。

キャッシュサービス
ご利用明細票

ご利用いただき、ありがとうございます。

年 月 日 04-12-28 取扱店 機番 取引番号

銀行番号 支店番号 □ 座番号

お取引内容	お取引金額
お振込	¥103,400
時刻 受付番号	お取引後残高
14:24 0069	

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥0 利用料 ¥0

京都中央信用金庫
東五条支店
当座預金 260155 } ¥89,100 送付
1) ミノルインサツ 様 } ¥14,300 払

ご依頼人 電話 0755418078
アラマキリウソウウシムシヨ 様

*裏面のご案内もご覧ください。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三	整理番号	2 ~ 4		
費目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	東山短信2023はがき代				
支払金額	409,500円	按分率	100%	計上額	409,500円
按分率の考え方	全て政務活動				
備考	全文議員活動報告				
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p>					

郵便切手類及び印紙売渡証明書

銘柄	単価	枚数	金額
はがき	63 円	2000 枚	126,000 円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
合 計			126,000 円

上記の通り売渡した事を証明します。

あらまき

殿

令和4年12月13日

京都市東山区古門前通大和大路東入2丁目三吉町339番地

東山 知恩院前

郵便局管内

電話 075-525-1110

指定郵便切手類販売者

村井美樹

※売渡証明書は、印紙税法に定める課税物件ではない。

この文書は、金券である郵便切手及び印紙を売り渡したことを証明するものであるから、いずれの課税物件にも該当しない。

なお、この文書に、「上記金額を受領しました」等、金銭又は有価証券の受領事実を記載したものは、印紙税法別表第一第十七号の1に掲げる文書に該当する。

(17.11(財)全国郵便切手販売協会調製)

2

領収書

荻巻隆三事務所 様

[販売]	
通常葉書ヤマユリ (63円)	
63円3,000枚	¥189,000
<hr/>	
小計	¥189,000
<hr/>	
課税計(10%)	¥0
(内消費税等)	¥0
非課税計	¥189,000
<hr/>	
合計	¥189,000
お預り金額	¥190,000
おつり	¥1,000

印紙税申告納

付につき麴町

税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2022年12月14日 9:53
 発行No. 221214J1556 端N78箱05
 連絡先：京都今熊野郵便局
 TEL:075-561-6938

3

領収書

荻巻隆三事務所 様

[販売]	
通常葉書ヤマユリ (63円)	
63円1,500枚	¥94,500
<hr/>	
小計	¥94,500
<hr/>	
課税計(10%)	¥0
(内消費税等)	¥0
非課税計	¥94,500
<hr/>	
合計	¥94,500
お預り金額	¥100,000
おつり	¥5,500

印紙税申告納

付につき麴町

税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2022年12月14日 10:12
 発行No. 221214J3816 端N06箱02
 連絡先：東山郵便局
 TEL:0570-943-447

4

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三		整理番号	5	
費目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	東山短信2023宛名ラベル代				
支払金額	11,010円	按分率	100%	計上額	11,010円
按分率の考え方	全て政務活動				
備考	全文府議会報告				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

ヨドバシカメラ

マルチメディア京都
電話番号075-351-1010

領 収 書

荒巻隆三事務所様



お問合せレポート番号
8321-1019-911234
2022年12月18日
12時30分

印紙税申告納
付につき四谷
税務署承認済

販売担当者 小島 怜子

--ご注文番号--(NO. 3774055643)---
エーワン 4906186312585
31258 1点 3,670
--ご注文番号--(NO. 3774055645)---
エーワン 4906186312585
31258 2点 7,340

合 計 11,010
(内消費税 1,000 含む)

10%対象 11,010
(10%内消費税 1,000 含む)

現金支払い額 11,010
(内消費税 1,000 含む)
お預かり額 11,010
つり銭 0

5

第9号様式(第7条関係)

令和4年度 印刷物配布費用等説明書

会派・議員名

荒巻 隆三

配布物 (名称)	事務所移転の御案内		規格	葉書					
配付先	事前登録者等		作成部数	7,000部					
	無	有	充当有の場合						
			支出先・内容等	支出額 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)	領収書 整理 番号	備 考	
所要 経費	印刷・ 作成費 用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	封筒代	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	封入封 緘費用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	送付等 費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	今熊野郵便局	441,000	100%	441,000	6	63円×7,000通
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
同封 物	政務活 動費の 充当対 象	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	政務活 動費の 充当対 象外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		—	—	—	—	
合 計				441,000	—	441,000	—		

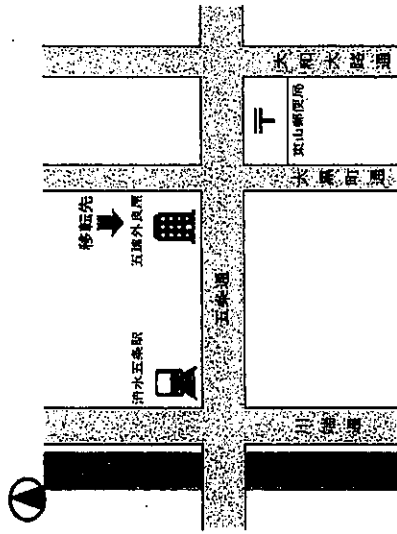
注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

事務所移転のご案内

謹啓 日々御清祥のことと御慶び申し上げます。
平素は御指導賜り厚く御礼申し上げます。
さてこのたび下記住所に事務所を移転致しましたのでご案内申
し上げます。
なお 電話・FAX 番号は下記の通り変更は御在居ません。
何卒今後共御指導賜りますよう宜しくお願い申し上げます。
簡略ながら書中をもってお知らせ方々ご挨拶申し上げます。

謹白

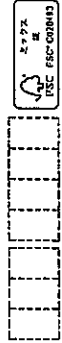
令和5年3月吉日



あらまき隆三事務所

〒605-0846 京都市東山区五条橋東2丁目18-1 五建ビル4階C
TEL (075) 541-8078 FAX (075) 561-2812

郵便はがき



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 卷 隆 三	整理番号	6
費 目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支 払 内 容	事務所移転はがき代		
支 払 金 額	441,000円	按分率	100% 計 上 額 441,000円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり		
備 考			
(領収書は、重ならないように貼付してください。)			

領収書

瓦巻隆三事務所 様

[販売]
通常葉書ヤマユリ(63円)
63円7,000枚 ¥441,000

小計 ¥441,000

課税計(10%) ¥0
(内消費税等) ¥0
非課税計 ¥441,000

△計 ¥441,000
合計
お預り金額 ¥441,000

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 3月 2日 11:12
発行No. 230302J3003 端N78箱05
連絡先: 京都今熊野郵便局
TEL: 075-561-6938

6

第9号様式(第7条関係)

令和4年度 印刷物配布費用等説明書

会派・議員名

荒巻 隆三

配布物 (名称)	あらまきりゅうぞう通信 Vol.15		規格	A3両面3枚					
配付先	事前登録者等		作成部数	8,000部					
		充当有の場合							
		無	有	支出先・内容等	支出額 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)	領収書 整理 番号	備 考
所要 経費	印刷・ 作成費 用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(有) ミノル印刷	640,000	100%	640,000	7	8,000枚 ※1,884部は手配布及 び在庫分
	封筒代	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(有) ミノル印刷	127,600	100%	127,600	8	8,000枚 ※1,884部は手配布及 び在庫分
	封入封 緘費用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	送付等 費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	東山郵便局	574,904	100%	574,904	9	94円×6,116通 ※1,884部は手配布及 び在庫分
	宛名ラ ベル代	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	ヨドバシカメラ	14,680	100%	14,680	10	21面×100枚×4セッ ト
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
同封 物	政務活 動費の 充当対 象	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	政務活 動費の 充当対 象外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		—	—	—	—	
合 計					1,357,184	—	1,357,184	—	

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

あらまきりゅうぞう通信

京都府議会
報告
Vol.15

RYUZO ARAMAKI



平素はご指導や貴重な御意見をお聞かせ賜り御礼を申し上げます。さて、先日3月10日(金)に、令和4年度、京都府議会2月定例会の審議議案が全て議了し、閉会を致しました。令和5年度の当初予算及び令和4年度2月補正予算(14ヶ月予算)が可決されて1兆327億6,300万円の予算が成立致しました。あたたかい京都づくりに向けて、全ての営みの土台となる「安心」、子どもたちを育み絆を守る「温もり」、夢や希望、魅力や活力の源泉となる「ゆめ実現」の3つの視点に基づき京都府政の更なる推進に向け、取組が開始されます。

物価高騰・新型コロナ等克服対策を念頭に、中小企業への支援、農林水産業への支援、府民の暮らしや福祉の行き届いた生活支援、新型コロナウイルス感染症対策等、これらを重点化し、府民の皆様のニーズに応えた政策を推進してゆきます。

尚、今回の通信は先般の2月定例会での私の会派からの代表質問と予算委員会総括質疑の要旨と、それに対する京都府理事者の答弁のやりとりを分かり易くまとめたものと、私の予算小委員会警察書面審査のやりとりと、令和4年度中の私の本会議場に於ける発言の議事を整理いたしましたので御拝読賜りますよう宜しく御願ひ申し上げたく、これからも京都府政に関する御意見をお寄せ下さいますよう重ねて御願ひ申し上げます。

京都府議会議員 自民党府議団 代表幹事

京都府議会 議会運営委員長
京都地方税機構議会 議長

荒巻隆三

▶令和4年度2月定例会における特筆的な代表質問の要旨と答弁(令和5年2月7日)

1.令和5年度当初予算案等について

質問

DDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDD

令和5年度当初予算案等に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 令和5年度当初予算案は、長期化するコロナ禍や原油価格・物価高騰等の影響を受ける府民生活や中小企業等に対する支援に加え、将来の本府を見据えた改定後の京都府総合計画の発射台となる予算であり、激動する社会経済情勢を踏まえ、府民の命と健康を守りながら、傷んだ暮らしや京都経済を立て直し、力強い第一歩を感じさせる予算案であり、高く評価する。

(2) 知事は、12月定例会で「来年度の予算編成については、『あたたかい京都づくり』を府民の皆様が実感できるよう、基本計画に掲げる8つのビジョンに沿った施策を推進し、地域、企業、大学など、様々な主体との連携を一層深めるとともに、府域の均衡ある発展に向けて、現地現場主義を徹底していきたい」と答弁したが、総合計画改定後の初年度となる今回の予算編成に当たり、その思いをどのように具体化したのか。

答弁 知事

令和5年度当初予算案についてでございます。

議員御紹介のとおり、コロナ禍や国際情勢の変化など、社会がまさに歴史的とも言える大きな転換点を迎

える中で、府民の皆様が、安心して、豊かに暮らし、将来に向かって夢を抱いていただくためには、新しい府政運営の方向性や取組みをいち早くお示しする必要がありますと考え、京都府総合計画を1年前倒しで改定したところでございます。

令和5年度当初予算は、総合計画の1年前倒しでの改定を踏まえ、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点に基づく施策を力強く発進させるための重要な予算と考えており、府民の皆様には「あたたかい京都づくり」を実感していただきたいとの思いを持って編成したものでございます。

具体的には、全ての営みの土台となる「安心」を実感していただくための施策として、コロナ禍等により孤立や孤独が深刻化している状況を踏まえ、社会福祉法人が行う世代間交流や子どもの見守り等の地域貢献活動に対する支援を拡充しております。

また、新興感染症はもとより、激甚化・頻発化する自然災害に備え、危機管理センターの整備や河川等における防災・減災事業、大規模地震発生時の被害想定に関する調査など、ハード・ソフトが一体となった先進的な危機管理体制の構築に取り組むこととしております。

次に、「温もり」を実感していただくためには、子ども達をはじめ、全ての人を包み込み、誰もが活躍できる社会をつくっていくことが重要でございます。

そこで、子育て環境日本一の取組を進化させ、「社会で子どもを育てる京都」を実現していくため、子育てにやさしい風土づくり、まちづくり、職場づくり

一層推進いたしますとともに、子育て支援医療助成制度の拡充や「子どもの教育のための総合交付金」の創設に取り組むこととしております。

また、リカレント教育やキャリア形成に関する気運の高まりに対応するため、生涯現役クリエイティブセンターの全世代型への機能強化を図るほか、特に社会的に弱い立場にある方々にしわ寄せが生じている状況を踏まえ、障害者雇用に関する中小企業への助言や、医療的ケア児の通学時の安全確保など、共生社会づくりを一層推進することとしております。

さらに、京都の魅力や人々の活力の源泉となる「ゆめ実現」を実感していただくための施策として、「産業創造リーディングゾーン」の構築や、グローバル・スタートアップ拠点の形成、厳しい状況にある伝統産業やものづくり産業等への支援のほか、文化庁の京都移転に合わせた「文化の都・京都」の国内外への発信などに取り組むこととしております。

加えて、物価高騰やコロナ禍の長期化を踏まえた緊急対策につきましても、引き続き万全を期してまいりたいと考えております。

あわせて、徹底した現地・現場主義のもと、府域の均衡ある発展を図るため、山陰近畿自動車道の早期の全線開通に向けた調査や、地域交通の維持・確保、京都舞鶴港国際ふ頭Ⅱ期整備など、生活・交流の基盤づくりを着実に進めますとともに、総合計画に掲げる8つの広域連携プロジェクトや地域振興計画を推進してまいりたいと考えております。

「あたたかい京都づくり」を実現するための施策は単年度で完結するものではなく、息の長い取り組みが必要となりますが、まずは令和5年度から、各施策を着実に実行してまいりたいと考えております。

2.本府の福祉医療制度について

質問

本府の福祉医療制度に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 知事は、子育て支援医療助成制度の拡充を掲げ、昨年9月から有識者等によるあり方検討会議での議論を重ね、令和5年度当初予算案に制度の拡充を盛り込んだが、同会議における議論の内容や意見について、どのように今回の拡充案につなげたのか。

(2) 子育て支援医療助成制度については、従来から多くの市町村が独自の上乗せ措置をしており、今回の制度の拡充によりこれらの市町村の財政負担を軽減することになるが、単に財源負担を本府が行うだけでなく、その軽減された財源を活用し、それぞれの市町村が子育て支援策の拡充や新たな取組の実施に工夫を凝らすことが、子育て環境の向上につながると考えるがどうか。

(3) 精神障害者を取り巻く厳しい現状を踏まえ、精神障害者の一般医療費への支援について、一刻も早く課題整理を行い、結論を得て、助成制度を創設する必要があると考えるが、現在どのような議論が行われているのか。

答弁 知事

子育て支援医療助成制度についてでございます。

本制度は、平成5年に創設され、その後、対象年齢の拡大や自己負担上限額の引下げを順次図るなど、全国トップクラスの支援を行っているところでございます。

令和元年9月の制度拡充以降、コロナ禍をはじめ、子育て家庭を取り巻く社会経済情勢の変化もあり、私自身も府民の皆さまから本制度のさらなる充実を求める声をお聞きする中で、拡充に向けた検討が必要であると考え、昨年9月に「子育て支援医療助成制度あり方検討会議」を設置し、医療や福祉、社会保障分野の有識者等の委員から、様々な意見を聞いてまいりました。検討会議におきましては、市町村制度の状況などを踏まえ、京都府制度としての医療費助成のあり方を議論いただき、各委員からは、中学生までの自己負担上限額の引下げ、高校生までの制度拡充、持続可能な制度設計の検討、未就学児までの自己負担上限額の引下げが先決、地域の実情に応じた様々な子育て施策の推進、手続きの簡素化など、様々な意見をいただいたところでございます。

こうした意見や、小学生までの医療費負担が大きいことなどの現状を踏まえ、本年秋から、小学校卒業までの通院に係る自己負担上限額の大幅な引下げを行うこととし、今定例会に予算案を提案しているところでございます。

今回の京都府制度の拡充によって、窓口負担を1医療機関あたり1箇月上限200円とすることで、京都市など一部の市におきましては、医療費の経済的負担が軽減されますとともに、医療費の一時立て替えや払い戻しが不要となり、手続き面での負担も軽減されることとなります。

また、今回の拡充により財源負担が軽減される市町村におきましては、生み出された財源を活用して、新たな子育て支援施策を実施していただき、京都府全体として子育て支援の取組の更なる充実を図る必要があると考えております。

今後とも、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子育て家庭に対する経済的支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、精神障害のある方への医療費助成についてでございます。

議員御指摘のとおり、精神障害のある方は、就労が困

難などの事情により、収入面の厳しさもありますが、医療費助成制度の対象になっておりません。そのため、風邪やけがなどの一般的な医療を受けられる際に、家族が医療費を負担するなど、本人だけでなく、家族にも経済面の負担が生じている場合があると聞いております。

こうした状況を踏まえ、昨年11月には、市町村とワーキンググループを設置し、対象とする障害の程度や医療の範囲、自己負担、所得制限等について議論を行い、課題の整理を進めているところでございます。

今後、課題の整理をさらに進めますとともに、医療関係者などの有識者からも意見をお聞きし、遅くとも秋頃までには、新たな制度案を取りまとめたいと考えております。

3. 中小企業等の事業継続に対する支援について

質問

中小企業等の事業継続に対する支援について、本府では、国が経済対策で創設した信用保証制度を活用し、融資制度の拡充を金融機関や保証協会等と連携したオール京都体制で本年1月10日から実施しているが、ゼロゼロ融資の無利子期間の終了と元本返済開始のピークが重なる中、国の施策とも連携した本府独自の事業者に寄り添った支援策を今後どのように講じていくのか。特に令和5年度当初予算案においてはどのような支援強化を図ったのか、知事の所見を伺いたい。

答弁 知事

コロナ禍で実施した無利子・無担保・無保証料の融資につきましては、資金面で中小企業の事業継続を支える大きな役割を果たしましたが、令和5年度に無利子期間の終了と元本返済開始のピークが重なることを想定して、これまでから経営改善の取組を支援してきたところでございます。

具体的には、令和3年度から、同融資の後継制度として、売上げが減少している事業者のための「伴走支援型経営改善おうえん資金」を創設いたしますとともに、金融機関と経営支援機関がチームを組んで、経営改善の取組を支援する「金融・経営一体型支援事業」を実施してまいりました。

さらに、今年度の9月補正で「おうえん資金」を受けた中小企業の経営改善の取組を支援する緊急事業を実施しているところでございます。

しかしながら、長引くコロナ禍に加え、物価高騰等の影響により、売上げは増加しても利益は減少するなど、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、金融機関からは、融資の返済が本格化する中で収益力が回復せず、さらなる据置期間の設定や追加融資を行う必要があるとの声をお聞きしております。

そのため、京都府といたしましては、国が創設した

新しい借換保証制度を活用し、売上げ減少要件に加えて、利益減少要件を新たに設けることにより、「おうえん資金」をより使いやすい制度として1月10日から拡充しております。

この新しい「おうえん資金」は、既存融資からの借換や追加の資金需要にも対応し、かつ、借換により新たに設定された据置期間の間に、経営改善を促進することが可能となっております。

さらに、今定例会に提案している予算案においては、府内全域で体制を整備した金融・経営一体型支援チームが、新しい「おうえん資金」による資金繰り支援と、経営改善計画の策定への支援及び同計画に基づく収益力改善に向けた事業の見直しへの支援を一体的に実施するために必要な経費を計上しております。

収益力改善のための事業の見直しに当たっては、生産性向上と高付加価値化に向けた支援や、新商品開発支援、販路開拓支援など、既存の施策も活用しながら、個別企業の実情に合わせた伴走支援を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、あらゆる施策を総動員して、中小企業の事業継続と雇用の維持に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

4. 京都府総合計画の着実な推進に向けた取組について

質問

社会が大きな転換期を迎える中、迅速かつ的確に対応していく必要があることから、府政の羅針盤である京都府総合計画の改定を行ったと認識しているが、京都府総合計画の着実な推進に向けた取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 総合計画を着実に推進するためには、新年度からしっかりと組織体制で迅速かつ的確に対応していく必要があると考える中、今定例会に「京都府部制設置条例」の一部改正案を提出しているが、条例改正の狙いは何か。また、今回の組織再編による新たな執行体制は、総合計画の着実な実行にどのように活かされていくのか。

(2) 総合計画の推進には、把握した成果や課題を次の展開につなげるとともに、施策の検証と進捗管理を的確に行っていくことが重要であり、施策の実施効果や成果、課題を部局間で共有し、次の施策展開に全庁横断的につなげていくためのPDCAサイクルを確立させ、実行していく必要があると考えるが、どのように進め、総合計画の実効性を高めていくのか。

答弁 知事

執行体制につきましては、知事就任以来、社会・経済情勢の変化や複雑・多様化する課題に迅速・的確に対応するため、毎年度必要な見直しを実施してござい

とりわけ部制の見直しにつきましては、府政の方向性を示すものであると考えており、平成31年度には、府民の皆様の安心・安全を確保し、自然災害などへの対応力を強化するため、条例を改正して危機管理部を新設したところでございます。

今回の執行体制の見直しは、改定した総合計画を着実に推進し、誰もが未来に夢や希望を持てる「あたたかい京都づくり」を府民の皆様に実感いただくためには、全部局の司令塔である政策企画部の総合調整機能を強化する必要があると考え、「総合政策環境部」に再編いたしますとともに、日々の生活の中で自然と文化が育まれる京都を将来に引き継いでいくため、府民生活部門と文化部門を一体的に所管し、新たな施策を展開する「文化生活部」を設置したいと考え、条例改正による部制の見直しを行うものでございます。

具体的な見直しの内容といたしましては、「総合政策環境部」において、今後さらに全庁横断的な取組が求められます環境部門と大学部門を所管することにより、共生による環境先進地・京都の実現や、京都に集積する大学の「知」と学生の「力」を活かした施策の展開を図るなど、総合計画を推進するための司令塔として総合調整機能を発揮し、施策を推進していく体制を強化したいと考えております。

また、「文化生活部」においては、安心・安全なまちづくりや相談体制などで府民生活の根幹を支え、誰もが文化やスポーツに親しむことができる環境づくりを進めることにより、多様性と寛容性のある京都を土台に、暮らしに根付いた文化の継承や多彩な交流による新たな文化の創造などを通じて、地域の活性化や経済成長に繋がる取組を推進してまいりたいと考えております。

今後とも必要な執行体制の見直しを進める中で、総合計画が目指す将来像の着実な実現に繋げてまいりたいと考えております。

次に、京都府総合計画の推進についてでございます。

社会経済情勢が急速に変化している中で、総合計画の実効性を高めていくためには、多様な主体との連携や施策効果の検証・見直しなど、これまで取り組んできたマネジメントの仕組みをさらに進化させていく必要があると考えております。

まず、多様な主体との連携については、総合計画に新たに設けた「8つのビジョンと基盤整備」及び「8つの広域連携プロジェクト」に基づき、府域の均衡ある発展に向けて、市町村や企業、各団体などあらゆる主体との連携を一層深めることにより、施策効果を高めてまいりたいと考えております。

また、あらゆる主体が同じ目標に向かって取組を進めていくため、観光の満足度や関係人口の創出といった数値目標を新たに設定し、目標達成に向け、より一層

の連携を図ってまいりたいと考えております。

施策効果の検証・見直しにつきましては、多様化する府民ニーズを適切に把握する観点から、府民意識調査等の項目についても、新たに数値目標に取り入れております。

例えば、少子化等による地域の活力への影響を把握する、「住んでいる地域に、にぎわいや活気があると思う人の割合」や、コロナ禍で再認識させられた、リアルでなければ得られない「ほんもの」の感動や価値を把握する、「プロスポーツをテレビやインターネットではなく、会場で観戦したいと思う人の割合」などにより、新たな課題や社会情勢から乖離していないかなどについて点検を行いますとともに、総合計画を推進するための有識者会議等も活用しながら、施策効果の検証と進捗管理を強化してまいりたいと考えております。

さらに、現地・現場主義を徹底する観点から、私自身も、これまで以上に自ら府内各地に足を運び、現場の声を丁寧にお聞きした上で、現場の実情に即した施策を適時適切に実行してまいりたいと考えております。こうしたマネジメント手法を取り入れることで、総合計画に掲げる施策を着実に実行し、「あたたかい京都づくり」を力強く進めてまいりたいと考えております。

5.子どもの教育のための総合交付金について

質問 DDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDD

府政の最重要課題である子育て環境日本一・京都の目玉施策として、令和5年度当初予算案で創設が掲げられた「子どもの教育のための総合交付金」に関し、次の諸点について、知事及び教育長の所見を伺いたい。

(1) 子どもの教育のための総合交付金は、子育て環境日本一・京都の実現に向けた、今後の教育施策の大きな柱になっていくものであり、その展開としては、市町村から創意工夫ある取組の申請を受け、それらを審査・採択していく形となると考えるが、市町村に対してどのような取組を期待しているのか。また、その効果を知事が掲げる「あたたかい京都づくり」の実現に向け、どのように活かしていくのか。

(2) 一義的には、京都市は本交付金の対象外と聞くが、真の「教育環境日本一」を目指していく観点から、京都市の教育施策の更なる充実を引き出すことが他の市町村の施策の先駆けとなり、総体として府全体の教育施策の充実につながることも考える。誰もが夢や希望を持ち、活力にあふれ誇りの持てる京都を築いていくためには、教育環境の向上に向けた取組についても、府と市が一体となって推し進めていくべきと考えるが、今後の事業実施に当たっての京都市の取扱いについての考えはどうか。

DDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDD 答弁 知事

子育て世代にとって、「子育て」と「教育」は切り

(令和5年2月8日)

6.文化庁京都移転について

質問

文化庁の京都への全面的な移転の決定以後、本府においては、京都府、京都市、京都商工会議所で構成する文化庁京都移転準備実行委員会によるPR活動や、文化庁京都移転ロゴマークの作成・活用など、着実に文化庁を迎える準備を進め、本年3月27日には文化庁の業務開始を迎えるが、文化庁京都移転に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 明治以来初となる省庁の移転を目前に控え、この移転を府民のみならず全国民が京都へ文化庁が移転をして本当に良かったと感じる出来事にすべきと考えるがどうか。

(2) 本府の持つ悠久の歴史に育まれた生活文化や伝統産業、芸能、数多くの文化資源を生かした観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など、関連分野における施策との連携を期待するが、どのような連携を行っていくのか。また、大阪・関西万博をどのように活用するのか。

(3) 国立の文化財修理センター(仮称)の府内設置について、本年度は調査研究が行われたと聞くが、文化財の所管部署の移転を迎える本府として、文化庁移転の効果の早期発現に向け、同センターの本府への設置を早期に実現するとともに、文化財保護に関する総合的な研究機関の設置も国に求めることが重要と考えるがどうか。

離すことのできないものであり、一体的に進める必要があることから、新しい総合計画に掲げた「子育て環境日本一・京都」の実現のためには「教育環境の向上」は欠かせない要素でございます。

教育を受ける子どもたちやその保護者の皆様に「京都の教育は良くなった」と実感いただくためには、私たちが掲げてきました「現場主義」に基づきまして、府民ニーズを一番近くで捉えている市町村の実情に応じたきめ細かな施策を後押しすることが効果的であると考へ、全国初となります教育に特化した総合交付金を創設することといたしました。

その対象事例としましては、不登校児童生徒への対応として、教室に入れない児童生徒に校内で別の学びの場を確保する取組、地産地消のための食材の割増し経費への支援、特別な支援を要する児童生徒への対応など、まさに「あたたかい京都づくり」を實踐するようものを「市町村特色枠」として設定してまいりたいと考えております。

また、これまでにない新たな取組に積極的にチャレンジし、他の市町村の模範となるようなリーディング事業について、「重点支援枠」を設けるなど、メリハリのある制度設計を進めてまいりたいと考えております。

さらに、この交付金で支援した施策について、その手法や効果、課題などを施策別に分類するなど活用しやすいよう取りまとめて、全市町村で共有し、効果の高い施策が府内に浸透しながら進化していく、施策の好循環を生み出すことにより、「あたたかい京都づくり」に活かしてまいりたいと考えております。

答弁 教育長

「子どもの教育のための総合交付金」に関する京都市の取扱いについてでございます。

京都市については、他の市町村と異なり、政令指定都市であることから、教職員の人事権を有するとともに、平成29年度に府から権限を委譲した教職員の給与と費を負担するなど、それぞれの権限と責任の元、行政事務を分担しているところであります。

一方で、教育環境を府市が相互に高めあうことは非常に重要と考えており、加えて、先ほど知事が答弁されましたように、この交付金の機能として、市町村の効果のある施策が府内に浸透して進化していく好循環の視点に立ったとき、京都市からの提案も府域全体にとってプラスとなることも考えられます。

府教育委員会といたしましては、議員の御指摘を踏まえ、府域全体の教育環境の充実に寄与し、他の市町村の模範となるリーディング事業が京都市から提案された場合には、その効果を踏まえて、「重点支援枠」での取扱いについて、検討してまいりたいと考えております。

答弁 知事

文化庁の京都移転は、地域の多様な文化の掘り起こしや磨き上げを行うなど、国と地方が連携して新たな文化政策を総合的に推進し、その取組成果を全国に波及させることで、我が国の文化政策の新たな潮流を生み出し、地方創生に繋げていこうとするものであります。

移転して来られる文化庁職員には、地域の祭りや食文化など現在も京都の日々の生活の中に息づく、日本の伝統的な文化を身近に実感してもらうことで、地域文化の掘り起こしや、新たな文化政策の立案につなげていただくことを期待しているところでございます。

また、平成29年6月の文化芸術基本法の改正により、新たに生活文化の振興についての規程が設けられたほか、書道や伝統的な酒造り、京料理などが、登録無形文化財として登録されるなど、地域の文化が見直され、改めて評価されてきております。

こうした取組を全国の地域文化の再評価に広げていくとともに、京都から広く日本文化の魅力を世界に発信し、国際的な評価も高めていくことにより、京都移転の効果年全国民に感じていただけるよう取り組ん-

通じて、妊婦や子育て世帯が出産や子育てに有効な最新の商品やサービスを知ることができる、府と市町村が協働することで、商品・サービスのラインナップの中に、各市町村が取り組む子育て支援サービス等を幅広く盛り込めるなど、子育て支援の充実につながると考えております。

京都府といたしましては、実施主体であります市町村との連携のもと、本年10月をめどに、電子クーポン等を活用した広域的なプラットフォームが構築できるよう準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

今後とも、子育て環境日本一・京都の実現に向けまして、誰もが安心して出産・子育てができる環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

8.新型コロナウイルス感染症対策の新たな展開について

質問

新型コロナウイルス感染症について、本年1月の国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けることが決定したが、新型コロナウイルス感染症対策の新たな展開に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 府内初の感染確認から約3年が経過したが、この間のコロナ対策の振り返りについてどのように考えているのか。また、これまでの対応等についての府民へのメッセージはどうか。

(2) 5類移行を円滑に進めていくための課題認識及び本府として必要となる準備についてはどうか。また、5類移行に伴い、府民の安心・安全の確保等に対する本府が果たす役割についてどのように考えているのか。

(3) コロナ対策の大きな転換を迎える中、コロナによる大きな影響を受けざるを得なかった京都経済を温める必要があると考えるが、POSTコロナにおける京都産業の持続的な成長に向け、本府としてどのように取り組んでいくのか。

(4) 「きょうと魅力再発見旅全国展開事業」の実施により、コロナ禍で落ち込んだ府内観光の需要回復を図る中、コロナ対策の大きな転換が更なる団体旅行やインバウンド等の需要回復を促進すると期待するが、需要への対応の課題となる人手不足対策について、どのように取り組んでいくのか。また、POSTコロナにおける本府の観光をどのように進めていくのか。

答弁 知事

3年前の令和2年1月に新型コロナウイルスの感染者が京都府内で確認され、同年4月に初めての緊急事態宣言が発出されて以来、京都府では、府民の命と健康を守ることを第一に、感染防止対策と医療・療養体制の整備に全力で取り組んでまいりました。

感染防止対策につきましては、府民の皆様に対して、正しいマスクの着用や手指消毒などの基本的な感染防止対策を繰り返しお願いいたしますとともに、感染防止対策を強化する事業者への支援や、第三者認証制度、CO2濃度のモニタリングによる換気状況の見える化などによる安心・安全な京都づくりに取り組んでまいりました。

また、感染状況が厳しい場合には、緊急事態措置などによる外出やイベントの自粛、飲食店の営業時間短縮などの要請を行うなど、その時々感染状況等に応じた対策をお願いいたしますとともに、協力金や融資制度、落ち込んだ観光需要の回復への支援、京都未来塾など雇用を確保するための取組など、コロナの影響を受け厳しい状況にある事業者への支援を行ってまいりました。

この間の感染防止対策は、強制ではなく、全て要請や協力依頼に基づくものであり、府民の皆様との信頼関係なくしてはできないものだったと考えております。

さらに、医療・療養体制につきましては、全国に先駆けた入院医療コントロールセンターの運用、発熱外来や受入病床の確保・運営、入院待機ステーションの設置、ワクチン接種の推進などにつきまして、現場の第一線で昼夜を分かたず御奮闘いただいている医療従事者をはじめ、関係の皆様の大変な御努力により進めることができました。

本年5月8日からは、新型コロナウイルス感染症の分類が5類感染症に位置づけられることが決定されたところであり、この間、3年を超える長きにわたって大きな御負担をお掛けし、御協力をいただきました府民の皆様、事業者の皆様、医療従事者の皆様をはじめとする関係の皆様へ改めて御礼申し上げたいと思います。

次に、5類への位置付けの変更に伴う課題や京都府の役割についてでございます。5類への位置付けの変更は、これまでのコロナ対策の大きな転換点でございます。しかしながら、ウイルスそのものなくなるわけではなく、外来受診や入院の際に必要な費用の公費負担、受診や後遺症、ワクチン副反応に対する相談体制の確保、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者への診療・検査体制の確保、必要な方に適切な医療を提供できる体制の確保、重症化リスクの高い高齢者を守るための高齢者施設等での感染対策、ウイルスの流行や株の変異状況を監視する体制の確保など、課題は多いと考えております。

京都府といたしましては、これらの課題を解決し、円滑に5類への移行を進めていくことが重要な役割だと考えております。

現在、全国知事会を通じて、円滑な移行に向けて万全の対策を講じていただくよう国に要望しており、患者等への対応や医療提供体制について3月上旬を

に具体的な方針が示されることとなっております。

現場を預かる京都府といたしましては、国の方針も踏まえた上で、必要な対策を講じることにより、引き続き府民の命と健康を守りながら、日常を取り戻す取組を、府民・事業者の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

次に、ポストコロナにおける京都産業の持続的な成長についてでございます。

京都産業は、長い歴史の中で培った文化力を生かしながら、最先端技術を取り入れるなどのイノベーションを進めることで、幾多の苦難を乗り越え発展してまいりました。

世界的な競争が激化する中で、今後も持続的な成長を図るためには、コロナ禍で表面化したデジタル化の遅れなど、様々な社会課題の解決を図ることで、ハイレベルなイノベーションを起こし、既存企業の革新や、次代を担う企業や産業をつくっていく必要がございます。

そのため、文化や産業の集積状況など地域の特性を踏まえ、世界から注目される社会課題をテーマに、スタートアップをはじめとする内外の企業に広く参加を求め、オープンイノベーションを展開する「産業創造リーディングゾーン」を府内各地で展開することとしております。

例えば、脱炭素関連の技術や企業を集積するZET-valley構想では、微生物を利用してCO2から様々な資源を作り出す研究会などを始めているほか、本日からオンライン併用で開催しているサミットでは、10カ国3,000人以上に参加いただくなど幅広い交流を進めているところでございます。

このほかにも、アート&テクノロジー・ヴィレッジをはじめとする府内各地の産業創造リーディングゾーンを拠点として、オープンイノベーションを推進するための予算案を今定例会に提案しております。

今後とも、京都産業の強みである多様性を生かしながら、より様々な主体の連携・融合をはかり、京都産業の持続的な成長に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光産業の人手不足対策についてでございます。

コロナ禍で観光産業は長期間にわたり厳しい状況に置かれました。雇用の維持に努力しながらも、やむを得ず従業員を削減した企業もあったことから、観光需要が回復する中で人手不足が顕著となっております。

今後、労働力人口が減少する中で、人材を確保するためには、観光産業の魅力を高め、正規雇用中心の安定的な雇用体制へと転換していく必要があると考えております。

このため、京都観光アカデミーを中心に大学とも連携をし、経営者向けの、魅力ある企業づくりのためのビジョン策定・実践研修や、従業員の生産性を高めるた

めのIT活用研修等を開催し、人材育成に努めますとともに、今定例会に提案している予算案に盛り込んだ補助金等を活用して、学卒者等にとっても魅力を感じられる企業づくりを支援してまいりたいと考えております。

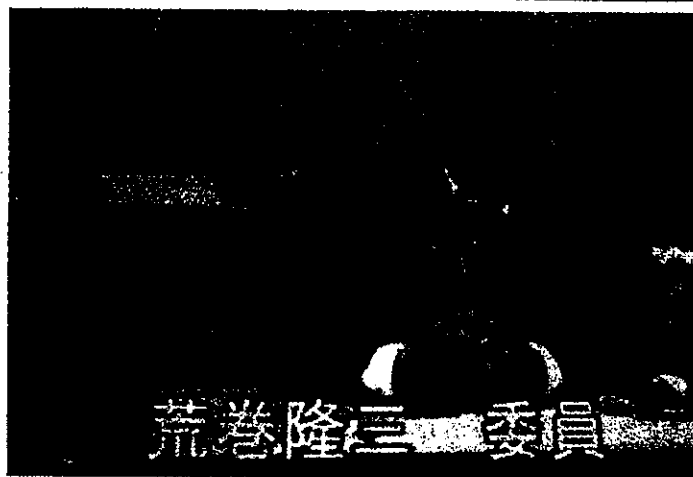
また、ポストコロナの京都観光についてでございますが、コロナ禍で観光へのニーズや考え方に大きな変化が見られることから、観光戦略の見直しを進めております。

外部有識者からは、人と人との「交流」に結びつく観光や、住民の満足度も高く地域の発展につながる「持続性の高い観光」を進めることが重要であるとの意見をいただいているところでございます。

このため、「交流」と「持続性」の視点でこれからの観光を推進することを観光戦略の基本的な考え方としながら、文化庁移転や大阪・関西万博などの好機を生かし、観光客が繰り返し訪問し、地域との交流につながる機会の創出などに取り組んでまいりたいと考えております。

▶令和4年度2月定例会における特筆的な予算特別委員会書面審査(警察本部)での質疑と答弁(令和5年2月17日)

● 特殊詐欺被害撲滅総合対策について



質問 あらまき隆三 ○DDDDDDDDDDDDDDDD

特殊詐欺被害撲滅総合対策について伺いたい。事業内容の方針としては、犯行の抑止、検挙の強化、金融機関等と連携した水際対策の強化、詐欺被害に対する防御力という言葉で地元の見守りや人材育成等を基本方針にしていると理解している。はじめに、府内における特殊詐欺被害の現状について伺いたい。

DDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDD 答弁 刑事部長

令和4年中の特殊詐欺の被害は、認知件数は204件、被害額は約3億7,300万円で、認知件数、被害額ともに令和3年と比べて増加している。

質問 あらまき隆三 ○DDDDDDDDDDDDDDDD

現在、全国で相次いだ広域強盗事件の背景が特殊詐欺グループの疑いがあるとの報道がなされており、高齢世帯や高齢者を持つ家族も不安を抱いている。

独居老人も増えており、京都にも被害の影が忍び寄っていると感じているところである。

特に高齢者が多く被害に遭っているとの認識を持っているが、被害の特徴、傾向はどのようになっているのか、高齢者に焦点を当てた被害防止対策はどのような取組をしているのか。

DDDDDDDDDDDDDDDDDDDD 答弁 刑事部長

委員ご指摘のとおり、被害全体に占める65歳以上の高齢者の割合は8割以上で171人となっており、そのうち8割以上の143人が女性であること、また、これも8割以上であるが、固定電話に掛かってきたことをきっかけとして被害に遭っているということが特徴として挙げられる。

被害防止対策としては、固定電話に出ない対策として、防犯機能付き電話等の普及促進、留守番電話機能を活用、そのほかに無人ATM機対策として、利用者自身によるATM利用限度額の引き下げ、ATMコーナーでの電話をさせない対策などに取組んでいる。

質問 あらまき隆三 DDDDDDDDDDDDDDDDD

私も高齢の家族がおり、たまに実家に帰ると電話で聞いたことのない不動産会社から、まるで誘導して財産を確認するような内容の電話が掛かってくることがあり、予兆電話ではないかと、特殊詐欺を身近に体感するということがあった。そういったことを踏まえ、多くの府民が特殊詐欺を身近に感じているところであるが、事業内容で騙されやすさに注目した水際対策の強化という高齢者に対する施策が記載されているが、内容はこういったものか。

DDDDDDDDDDDDDDDDDDDD 答弁 刑事部長

府立医大と連携し、タブレット端末の画面で簡単な質問に回答するだけで、騙されやすさを診断するアプリを開発しており、これを高齢者向けの防犯教室等において活用して高齢者に自覚を促し、その上で各種予防対策を進めているところである。

要望 あらまき隆三 DDDDDDDDDDDDDDDDD

色々な取組を行い、皆が状況に対する知識を増やし、さらに科学的知見を取り入れて複合的に対策を持つことで被害に遭う確率が少なくなると思うので、大変評価をしている。こうした取組を鋭意進めていただきたい。また、防犯だけでなく府警には検挙を徹底していただきたいと思っている。

質問 あらまき隆三 DDDDDDDDDDDDDDDDD

昨年、強盗事件で時計店が襲われた直後、私はたまたま現場におり、なんだろうと思っていたが、後にニュースで特殊詐欺グループが関与している疑いがあるとの報道がなされ、周辺だけでなく、京都でも実際に起こっているのだという警戒感が高まっているところ

である。検挙を強化していくにあたり、現在の京都府内における検挙状況及び検挙に向けた具体的な取組・方針について伺いたい。

DDDDDDDDDDDDDDDDDDDD 答弁 刑事部長

令和4年の特殊詐欺の検挙状況については、検挙件数137件、検挙人員44人である。取締りについては、現場周辺での職務質問や防犯カメラ捜査等による受け子等の検挙を行っている。加えて、グループの中核を検挙するため、押収資料等からの突き上げ捜査、犯行拠点の摘発に向けた取組を推進している。

要望 あらまき隆三 DDDDDDDDDDDDDDDDD

報道されている一連の強盗事件は、宅配業者等を装ったり複数人で民家に押し入り残忍な手口で敢行するというものであり、ソフト、ハード両面の対策が不可欠であり、そこも強化していただきたい。

質問 あらまき隆三 DDDDDDDDDDDDDDDDD

手口の最初の段階で実行犯を募るいわゆる闇バイトも注目されているが、詐欺犯罪も単独ではなく組織やグループ等が行っており、その背景に暴力団が関与しているのではないかと不安も高まっている。捜査の秘匿性を妨げない範囲で、暴力団の関与状況について伺いたい。

DDDDDDDDDDDDDDDDDDDD 答弁 刑事部長

令和4年の検挙人員のうち、暴力団関係者は14人であり、特殊詐欺に暴力団の関与がうかがわれる状況である。

質問 あらまき隆三 DDDDDDDDDDDDDDDDD

警察庁も徹底的にやると決意しており、府警においても頑張っていると認識している。闇バイト対策も警察庁の担当センターの方で有害情報の削除をしていると承知しているが、闇バイトを募集すること自体が犯罪ではないというのがネックであるということも承知しており、我々議会としても法律の改正を国に対して要望するものだと思っている。特殊詐欺グループが闇バイトを使っているといった現状について警察として関知しているところがあれば伺いたい。

DDDDDDDDDDDDDDDDDDDD 答弁 刑事部長

令和4年の検挙人員のうち、28人がSNS上の募集に応じて犯行に加担したことが判明している。

委員ご指摘のとおり、当府警察としては、SNSを利用して実行役を募集するという実態に対して、インターネット上の警告文表示やプロバイダに対する有害情報の削除依頼を行っているところである。

要望 あらまき隆三 DDDDDDDDDDDDDDDDD

今、話していただいたことを非常に心強く思っている。府警には特殊詐欺被害撲滅総合対策を重点的な柱として令和5年度も取り組んでいただきたい。

▶令和4年度12月定例会における提案理由説明(令和4年12月23日)

●「京都府議会個人情報保護条例」提案理由説明



自由民主党京都府議会議員団の荒巻隆三でございます。それでは、ただいま議題となっております議第1号議案「京都府議会個人情報保護条例制定の件」につきまして、提出者を代表し、その提案理由を御説明申し上げます。

昨年5月、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の執行機関などに適用される全国的な共通ルールが定められるなど、個人情報保護制度の大きな見直しが行われたところであります。

この改正個人情報保護法の共通ルールについては、地方議会を対象外としているため、府議会においても個人情報の適正な取扱いを確保し、府民の方々をはじめとする個人の権利を明らかにするために、必要な事項を定めた条例を制定しようとするものであります。

次に、この条例案の内容について御説明をいたします。

全6章、56条の構成となっております。第1章では、この条例の目的を明らかにするとともに、議会の保有する個人情報に関する責務等を規定しております。

そして、第2章、第3章において、議会における個人情報等の取扱いについて、第4章において、開示請求等に係る具体の手續について、それぞれ規定しております。

また、第5章においてはこの条例の運用に係る雑則を、第6章においては個人情報の取扱いや開示請求等に係る罰則を規定するものとなっております。以上が条例案の内容であります。

この条例が制定された上は、府議会が取り扱う個人情報をより一層適切に管理することにより、府民の皆様様の権利や利益が保護されることとなります。議員各位におかれましては、ただ今申し上げました趣旨を御理解いただき、本条例案に御賛同賜りますことをお願い申し上げます。御清聴、誠に有難うございました。

▶令和4年度9月定例会における提案理由説明(令和4年10月5日)

●北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案



自由民主党京都府議会議員団の荒巻隆三でございます。ただいま議題となっております「北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案」につきまして、提出者を代表し、提案理由を説明いたします。

昨日午前7時22分頃、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、青森県付近の我が国上空を通過後、太平洋上の日本の排他的経済水域外に落下したことが確認されております。

最近の度重なる弾道ミサイルの発射に加え、5年前にもありましたが、日本の上空を通過するミサイル発射という暴挙は、我が国の安全保障にとって極めて深刻かつ重大な脅威であり、国連安保理決議等に明白に違反するもので、北東アジア地域のみならず国際社会の平和と安定を損なう行為であります。私たちが日本と環日本海諸国との間で友好と平和を希求していく上で極めて遺憾なものであり、府民に対しましても重大な不安を与えるものであります。

このような度重なる北朝鮮の挑発行為は、断じて容認できるものではなく、京都府民の生命と財産の安全を守る立場から、厳重に抗議するため、本決議案を提案する次第でございます。

議員各位におかれましては、ただいま申し上げました趣旨を御理解いただき、本決議に御賛同賜りますことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。御清聴、誠に有難うございました。

▶令和4年度6月定例会における提案理由説明(令和4年6月22日)

●「京都府議会運営委員会条例及び京都府議会会議規則の一部改正」提案理由説明

自由民主党京都府議会議員団の荒巻隆三でございます。ただいま議題となりました議第1号議案京都府議会運営委員会条例一部改正の件及び議第2号議案京都府議会会議規則一部改正の件につきまして、提出者を代表し、提案理由の説明をいたします。

府議会では、昨年度、新型コロナウイルスなどの

▶令和4年度5月臨時会における提案理由説明(令和4年5月18日)

●「京都府議会委員会条例の一部改正」提案理由説明



染症の蔓延や地震・風水害をはじめとする大規模な自然災害等の緊急事態においても二元代表制の一翼を担う府議会がその機能を効果的に発揮し続けられるよう、緊急事態における京都府議会活動指針を取りまとめ、その指針に基づく第一歩として、さきの5月臨時会において、議員提案により、まずは委員会条例を改正し、緊急事態におけるオンラインでの委員会審議を可能といたしましたところであります。

その後、今月14日には近畿地方においても梅雨入りが発表され、本格的な出水期を迎えております。万が一、台風や集中豪雨などの大規模な風水害が発生し、府域に甚大な被害が生じた場合などにおいても府議会の機能が発揮されるとともに、そうした緊急事態においても地域の情報や要望を収集し、執行機関との円滑な共有を図りつつ、歩調を合わせて危機事象に対応することができる仕組みが必要との考えから、こたびの条例及び規則の改正を提案するものであります。

今回の改正により、感染症の蔓延や大規模な災害等が発生した場合に、府議会にオンラインでの参加も可能とする緊急事態対策本部を設置することで危機事象に機動的に対応することが可能となります。また、議会運営委員会についてもオンライン方式による開催を可能とすることで、緊急事態対策本部と連携した滞りのない議会運営が担保されることとなります。

府民の生命や財産、生活が危険にさらされる緊急事態に備えて、府議会と執行機関とが連携し、迅速かつきめ細やかな対応を行うことができる体制を整えておくことが何よりも重要であります。

議員各位におかれましては、ただいま申し上げました趣旨を御理解いただき、本条例案と規則案に御賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上をもちまして提案理由の説明といたします。

御清聴、誠に有難うございました。

自由民主党京都府議会議員団の荒巻隆三でございます。ただいま議題となりました議第1号議案京都府議会委員会条例一部改正の件につきまして、提出者を代表し、提案理由を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、これまで多くの府民の方々の生命や健康を脅かし、今なお府民の皆様的生活に大きな影響を及ぼしております。また、近年の自然災害の増加や、京都府南部で地震が頻発していることなどを踏まえると、今後、府内に大規模な災害が発生した際に、京都府議会としてどのように対処に臨むかということが、現実的かつ喫緊の課題となつてきております。

府議会では、昨年度に議長からの諮問を受け、このような緊急事態においても府議会が二元代表制の一翼を担う意思決定機関として、その機能を効果的に発揮し続けられるような仕組みづくりについて検討してまいりました。このたびの条例改正は、その検討の中で、議員がこの議会棟に参集できなくなったような場合においても、委員会審議を継続することができる仕組みが必要との考えから提案するものでございます。

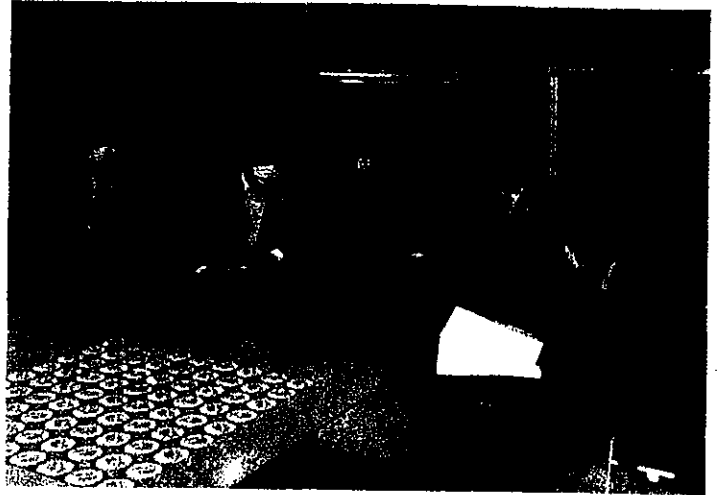
本条例改正により、新型コロナウイルス感染症のような府民生活に重大な影響を及ぼす感染症の蔓延や大規模な災害の発生等の際に、議員の参集が困難になった場合において、オンラインでの委員会審議が可能となります。府民の方々の生命や生活に関わるような重大な課題が次々と現れるような緊急事態にこそ、府民一人一人に寄り添った行き届いた迅速な施策が実施されるよう、府議会が滞りなくしっかりとした審議を行うことが極めて重要であると考えます。

議員各位におかれましては、ただいま申し上げました趣旨を御理解いただき、本条例案に御賛同賜りますことをお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。御清聴、誠にありがとうございました。

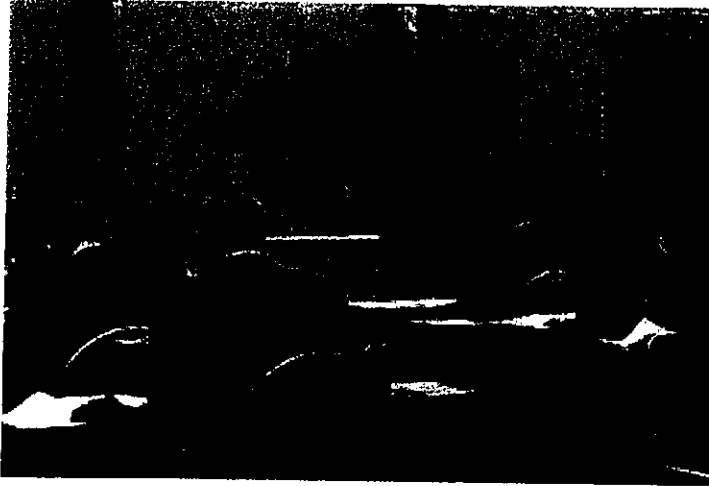
写真で見る あらまきりゅうぞう の調査と活動



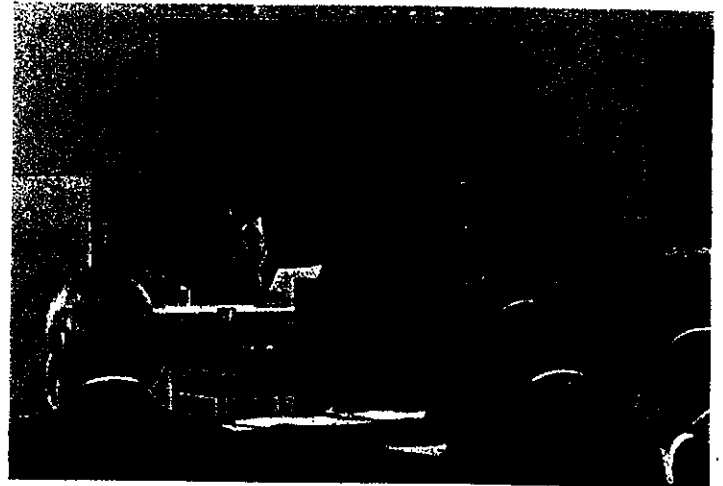
2022年11月2日 京都府への要望(令和5年度)



2022年7月26日 物価高騰などを踏まえた緊急知事要望



2023年2月1日 京都地方税機構議会(議会中の画像)



2023年2月1日 京都地方税機構議会(議長として議事進行中の画像)



2023年3月12日 月輪学区防災訓練を見学



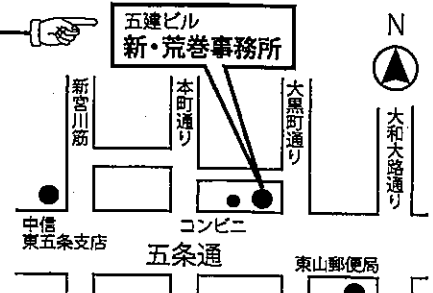
2023年3月12日 一橋学区防災訓練を見学

—あらまきりゅうぞう通信 第15号—
令和5年3月25日 編集・発行

★インターネットからも発信中！
<http://aramaki-ryuzo.jp>

★ここに住所が変更となりました。御手数を掛けます。
宜しく御願い申し上げます。

荒巻隆三事務所
〒605-0846
京都市東山区五条橋東2丁目18-1 五建ビル4階C
☎ 075-541-8078 FAX 075-561-2812





荒巻隆三 事務所

☎ 605-0846 京都市東山区五条橋東2丁目18-1
五建ビル4階C

☎ 075-541-8078 FAX 075-561-2812

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三		整理番号	7	
費目	調査研究費・研修費(広聴広報)・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	あらまきりゅうぞう通信Vol.15印刷代				
支払金額	640,000円	按分率	100%	計上額	640,000円
按分率の考え方	全て政務活動				
備考	全文府議会報告				
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p>					

御請求書

〒105-6137

東京都港区新橋2-1-1

三井物産株式会社

三井物産株式会社

三井物産株式会社

〒105-6137
東京都港区新橋2-1-1
三井物産株式会社

品名	数量	単価	金額	備考
御請求書				
別紙請求書				
当座預金				
当座預金				

上記の通り御請求書にしております。

①お振込み先 京都中央信用金庫 東五条支店 当座預金 260155
②お振込み先 三井物産株式会社 内部口座 へお振込みください。

7

中信キャッシュサービス ご利用明細票

当金額をご利用いただき、ありがとうございます。

年月日	取扱店	機器	取引番号
05-03-31			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容	お取引金額		
お振込	¥767,600		
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:44	0104		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥0	利用料	¥0
京都中央信用金庫			
東五条支店			
当座預金 260155			
1) ミノレインサツ 様			
ご依頼人 電話 0755418078			
アラマキリユウソウカンゴシヨ 様			

7,640,000円
8,127,600円

*裏面のご案内もご覧ください。

7と8の合計

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三		整理番号	8	
費目	調査研究費・研修費（ <u>広聴広報費</u> ）・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	あらまきりゆうぞう通信Vol.15封筒代				
支払金額	127,600円	按分率	100%	計上額	127,600円
按分率の考え方	全て政務活動				
備考	全文府議会報告				
<p>（領収書は、重ならないように貼付してください。）</p> <p><u>別添のとおり</u></p>					

御請求書

(印)

令和 年 月 日

株式会社 〇〇〇〇 様

(有) 〇〇〇〇 印刷

株式会社 〇〇〇〇 様

〒000-0000 〇〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇〇〇

品名	数量	金額	備考
前月請求書			
御請求書(納品)			
当月請求書			

上記の通り御請求申し上げます。

◎本請求書は、京都府中央信用金庫 東通支店 占田 支店 028-02601153
 有限会社 〇〇〇〇 印刷 取付の両面裏面に入付印刷品表紙

}8

御請求書

(印)

令和 年 月 日

株式会社 〇〇〇〇 様

(有) 〇〇〇〇 印刷

株式会社 〇〇〇〇 様

〒000-0000 〇〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇〇〇

品名	数量	金額	備考
前月請求書			
御請求書(納品)			
当月請求書			

上記の通り御請求申し上げます。

◎本請求書は、京都府中央信用金庫 東通支店 占田 支店 028-02601153
 有限会社 〇〇〇〇 印刷 取付の両面裏面に入付印刷品表紙

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三		整理番号	9	
費目	調査研究費・研修費(広聴広報費)・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	あらまきりゅうぞう通信Vol.15発送費				
支払金額	574,904円	按分率	100%	計上額	574,904円
按分率の考え方	全て政務活動				
備考	全文府議会報告				
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p>					

領収書

荒巻降三事務所様

[別納引受]

第一種定形

@94 50g 6,116通 ¥574,904

小計 ¥574,904

課税計 ¥574,904

(内消費税等 ¥52,264)

非課税計 ¥0

合計 ¥574,904

お預り 現金 ¥574,904

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 3月27日 19:47
発行No. 230327K3734 端211012646
連絡先: 東山郵便局
TEL: 0570-943-447

9

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三	整理番号	10
費目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	あらまきりゆうぞう通信Vol.15ラベル代		
支払金額	14,680円	按分率	100% 計上額 14,680円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり		
備考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

別添のとおり

ヨドバシカメラ

マルチメディア京都
電話番号075-351-1010

領 収 書

荒巻隆三事務所様



お問合せサイト番号 8321-1013-928295 2023年02月24日 14時40分	印紙税申告納 付につき四谷 税務署承認済
--	----------------------------

販売担当者 上田 俊輔

---ご注文番号---(NO. 3774183819)---

エーワン	4906186312585		
31258	3点	11,010	

----- お買上明細 -----

エーワン	4906186312585		
31258	1点	3,670	

合 計 14,680
(内消費税 1,334 含む)

10%対象 14,680
(10%内消費税 1,334 含む)

現金支払い額 14,680
(内消費税 1,334 含む)

お預かり額 15,000
つり銭 320

10

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三	整理番号	11~22
費目	調査研究費・研修費(広聴広報費)・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	サーバー維持管理(振込手数料含む)		
支払金額	269,500円	按分率	50% 計上額 134,750円
按分率の考え方	ホームページ掲載の情報量の割合による		
備考			
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p>			

キャッシュサービス
ご利用明細票

※当票をご利用いただきありがとうございます。

年 月 日 取扱店 振替 取引番号
04-04-28

銀行番号 支店番号 口座番号

お取引内容 振込金額
お振込 ￥22,000

時刻 受付番号 お取引後残高
09:19 0005

ご案内またはお振込内容
振込手数料 ￥440 利用料 ￥0
みずほ銀行
出町支店
普通預金 1137228
か) イックス*イントワン 様

ご依頼人 電話 0755418078
アラマキリュウゾウウシムシヨ 様

※裏面のご案内もご覧ください。

11

キャッシュサービス
ご利用明細票

※当票をご利用いただきありがとうございます。

年 月 日 取扱店 振替 取引番号
04-05-27

銀行番号 支店番号 口座番号

お取引内容 振込金額
お振込 ￥22,000

時刻 受付番号 お取引後残高
09:47 0012

ご案内またはお振込内容
振込手数料 ￥440 利用料 ￥0
みずほ銀行
出町支店
普通預金 1137228
か) イックス*イントワン 様

ご依頼人 電話 0755418078
アラマキリュウゾウウシムシヨ 様

※裏面のご案内もご覧ください。

12

中信キャッシュサービス
ご利用明細票

※当票をご利用いただきありがとうございます。

年 月 日 取扱店 振替 取引番号
04-07-01

銀行番号 支店番号 口座番号

お取引内容 振込金額
お振込 ￥22,000

時刻 受付番号 お取引後残高
15:27 0001

ご案内またはお振込内容
振込手数料 ￥440 利用料 ￥0
みずほ銀行
出町支店
普通預金 1137228
か) イックス*イントワン 様

ご依頼人 電話 0755418078
アラマキリュウゾウウシムシヨ 様

※裏面のご案内もご覧ください。

13

中信キャッシュサービス
ご利用明細票

※当票をご利用いただきありがとうございます。

年 月 日 取扱店 振替 取引番号
04-08-05

銀行番号 支店番号 口座番号

お取引内容 振込金額
お振込 ￥22,000

時刻 受付番号 お取引後残高
10:23 0009

ご案内またはお振込内容
振込手数料 ￥440 利用料 ￥0
みずほ銀行
出町支店
普通預金 1137228
か) イックス*イントワン 様

ご依頼人 電話 0755418078
アラマキリュウゾウウシムシヨ 様

※裏面のご案内もご覧ください。

14

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	種番	取引番号
04-09-01			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
13:24	0024		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥0
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 か)イツクス*イントワン 様			
ご依頼人 電話 0755418078 アラマキリュウソウウシムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

15

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	種番	取引番号
04-09-30			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:11	0108		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥0
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 か)イツクス*イントワン 様			
ご依頼人 電話 0755418078 アラマキリュウソウウシムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

16

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	種番	取引番号
04-10-27			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
11:25	0029		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥0
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 か)イツクス*イントワン 様			
ご依頼人 電話 0755418078 アラマキリュウソウウシムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

17

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	種番	取引番号
04-11-30			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:07	0096		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥0
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 か)イツクス*イントワン 様			
ご依頼人 電話 0755418078 アラマキリュウソウウシムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

18

資料購入費

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三		整理番号	23～34	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	京都新聞購読料				
支払金額	52,800円	按分率	100%	計上額	52,800円
按分率の考え方	全て政務活動				
備考	議員活動に必要な情報収集に限定				
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p>					

2022年04月分

領収証

本町2丁目85
桜井ビル301
荒巻事務所様

No. [Redacted]

品名	部	金額
京都新聞セツト※	1	4,400
合 計		¥ 4,400

お知らせ 領収日 2022年5月11日
 便利な自動引落サービスを取扱っております。各種金融機関・クレジット
 毎度ご購読有難うございます。左記の通り領収致しました。
 8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

京都新聞本町販売所
〒605-0963
東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358

FAX: 531-3372



23

2022年05月分

領収証

本町2丁目85
桜井ビル301
荒巻事務所様

No. [Redacted]

品名	部	金額
京都新聞セツト※	1	4,400
合 計		¥ 4,400

お知らせ 領収日 2022年7月14日
 便利な自動引落サービスを取扱っております。各種金融機関・クレジット
 毎度ご購読有難うございます。左記の通り領収致しました。
 8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

京都新聞本町販売所
〒605-0963
東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358

FAX: 531-3372



24

2022年06月分

領収証

本町2丁目85
桜井ビル301
荒巻事務所様

No. [Redacted]

品名	部	金額
京都新聞セツト※	1	4,400
合 計		¥ 4,400

お知らせ 領収日 2022年7月14日
 便利な自動引落サービスを取扱っております。各種金融機関・クレジット
 毎度ご購読有難うございます。左記の通り領収致しました。
 8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

京都新聞本町販売所
〒605-0963
東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358

FAX: 531-3372



25

2022年7月分

領収証

荒巻事務所様

No. [Redacted]

品名	部	金額
京都新聞セツト※	1	4,400
合 計		¥ 4,400

お知らせ 領収日 2022年8月10日
 便利な自動引落サービスを取扱っております。各種金融機関・クレジット
 毎度ご購読有難うございます。左記の通り領収致しました。
 8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)
 10%対象 (消費税)

京都新聞本町販売所
〒605-0963
東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358

FAX: 531-3372



26

2022年08月分

本町2丁目85
桜井ビル301

荒巻事務所様

No. [Redacted]

領収証

領	柄	部	金	額
	京都新聞セツト※	1	1,100	
合	計		¥4,400	

※は軽減税率対象品目

お知らせ 領収日 2022年9月22日

便利な自動引落サービスを取扱っております。各種金融機関・クレジットの通り領収致します。

毎度ご購入有難うございます。左記の通り領収致します。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

領収 京都新聞

京都新聞本町販売所
〒605-0963
東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358

FAX: 531-3372

27

領収証

No. [Redacted]

2022年09月分

本町2丁目85
桜井ビル301

荒巻事務所様

No. [Redacted]

領収証

領	柄	部	金	額
	京都新聞セツト※	1	4,400	
合	計		¥4,400	

※は軽減税率対象品目

お知らせ 領収日 2022年9月26日

便利な自動引落サービスを取扱っております。各種金融機関・クレジットの通り領収致します。

毎度ご購入有難うございます。左記の通り領収致します。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

領収 京都新聞

京都新聞本町販売所
〒605-0963
東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358

FAX: 531-3372

28

2022年10月分

本町2丁目85
桜井ビル301

荒巻事務所様

No. [Redacted]

領収証

領	柄	部	金	額
	京都新聞セツト※	1	4,400	
合	計		¥4,400	

※は軽減税率対象品目

お知らせ 領収日 2022年11月20日

便利な自動引落サービスを取扱っております。各種金融機関・クレジットの通り領収致します。

毎度ご購入有難うございます。左記の通り領収致します。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

領収 京都新聞

京都新聞本町販売所
〒605-0963
東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358

FAX: 531-3372

29

領収証

No. [Redacted]

2022年11月分

本町2丁目85
桜井ビル301

荒巻事務所様

領	柄	部	金	額
	京都新聞セツト※	1	4,400	
合	計		¥4,400	

※は軽減税率対象品目

お知らせ 領収日 2022年11月20日

便利な自動引落サービスを取扱っております。各種金融機関・クレジットの通り領収致します。

毎度ご購入有難うございます。左記の通り領収致します。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

領収 京都新聞

京都新聞本町販売所
〒605-0963
東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358

FAX: 531-3372

30

領収証

No. [Redacted]

2022年12月分
本町2丁目85
桜井ビル301
荒巻事務所様

領	柄	部	金	額
	京都新聞セット※	1	4,400	
合	計			¥4,400

お知らせ 領収日 2023年12月26日
 便利な自動引落サービスを取扱っております、各種金融機関・コンビニ
 毎度ご購入有難うございます。
 左記の通り領収致しました。
 8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

京都新聞本町販売所
〒605-0963
東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358

FAX: 531-3372



31

領収証

No. [Redacted]

2023年02月分
五条橋東2丁目18-1
五建ビル
荒巻事務所様

領	柄	部	金	額
	京都新聞セット※	1	4,400	
合	計			¥4,400

お知らせ 領収日 2023年3月14日
 便利な自動引落サービスを取扱っております、各種金融機関・コンビニ
 毎度ご購入有難うございます。
 左記の通り領収致しました。
 8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

京都新聞鴨東販売所
〒605-0963
東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358

FAX: 531-3372



33

領収証

No. [Redacted]

2023年01月分
本町2丁目85
桜井ビル301
荒巻事務所様

領	柄	部	金	額
	京都新聞セット※	1	4,400	
合	計			¥4,400

お知らせ 領収日 2023年1月23日
 便利な自動引落サービスを取扱っております、各種金融機関・コンビニ
 毎度ご購入有難うございます。
 左記の通り領収致しました。
 8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

京都新聞本町販売所
〒605-0963
東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358

FAX: 531-3372



32

領収証

No. [Redacted]

2023年03月分
五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F
荒巻事務所様

領	柄	部	金	額
	京都新聞セット※	1	4,400	
合	計			¥4,400

お知らせ 領収日 2023年3月29日
 便利な自動引落サービスを取扱っております、各種金融機関・コンビニ
 毎度ご購入有難うございます。
 左記の通り領収致しました。
 8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

京都新聞鴨東販売所
〒605-0963
東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358

FAX: 531-3372



34

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三		整理番号	35～46	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	聖教新聞・公明新聞購読料				
支払金額	45,852円	按分率	100%	計上額	45,852円
按分率の考え方	全て政務活動				
備考	議員活動に必要な情報収集に限定				
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p>					

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2022年4月分

領収日 5月26日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 -3,821)

販売店 茂穂 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
奥町238-2
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込No. 26060-29773(1316)



35

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2022年5月分

領収日 5月26日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 茂穂 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
奥町238-2
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込No. 26060-29773(1316)



36

新聞購読料 領収証
荒巻 隆三様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2022年6月分 領収日 7月14日
領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 茂籠 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込№ 26060-29773(1316)



37

新聞購読料 領収証
荒巻 隆三様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2022年7月分 領収日 9月12日
領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 茂籠 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込№ 26060-29773(1316)



38

新聞購読料 領収証
荒巻 隆三 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2022年8月分 領収日 9月12日

領収金額	¥3,821
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 茂穂 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込№ 26060-29773(1316)



39

新聞購読料 領収証
荒巻 隆三 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2022年9月分 領収日 10月3日

領収金額	¥3,821
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 茂穂 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込№ 26060-29773(1316)



80

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2022年10月分

領収日 10月31日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 茂穂 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込№ 26060-29773(1316)



41

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2022年11月分

領収日 11月30日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 茂穂 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込№ 26060-29773(1316)



42

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2022年12月分

領収日 12月26日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 茂籬 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込№ 26060-29773(1316)



43

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2023年1月分

領収日 1月27日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 茂籬 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込№ 26060-29773(1316)



44

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2023年2月分

領収日 3月14日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 茂麓 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込№ 26060-29773(1327)



新聞購読料 領収証

荒巻 隆三様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2023年3月分

領収日 4月12日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 茂麓 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込№ 26060-29773(1327)



45

46

事務所費

① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要
② 所在地		<令和4年4月～令和5年1月> 住所：京都市東山区本町2丁目85番地 延べ床面積 36.41 m ² <令和5年1月～令和5年3月> 住所：京都市東山区五条橋東2丁目18番地1 延べ床面積 40.56 m ² 電話：075-541-8078（変更なし）		
③ 他用途との兼用		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
④ 建物の所有区分		<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件（賃貸借契約先 桜井ビル 桜井正子 / 五建ビル 谷川商事） 所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係：） <input type="checkbox"/> 関連会社等（所在地：） <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
⑤ 敷地の所有者		<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族（議員との関係：） <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係：） <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合（政務活動に要した使用領域（面積等）、使用時間等） <input type="checkbox"/> 全体使用面積 m ² (X) 内、政務活動使用面積 m ² (Y) <input checked="" type="checkbox"/> 全体使用時間 1,920 時間 (X) 内、政務活動使用時間 1,350 時間 (Y) $(Y) / (X) = 7 / 10$ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 事務所の使用実態が明らかでない場合		按分率 7 / 10
	人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合（政務活動の業務に従事した時間、日数） <input checked="" type="checkbox"/> 全体活動業務時間 426 時間 (X) 内、政務活動業務時間 300 時間 (Y) $(Y) / (X) = 7 / 10$ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合		按分率 7 / 10
⑦ 事務所賃借料の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 7 / 10 （按分率の考え方：⑥と同率）		
⑧ 駐車場代の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 7 / 10 （按分率の考え方：⑥と同率）		
⑨ 光熱水費等の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 7 / 10 （按分率の考え方：⑥と同率）		

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 7 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率)
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 7 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率)
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方：) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方：) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 4 人 按分率 7 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率) <hr/> <p style="text-align: center;">計 4 人</p>
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 { <input type="checkbox"/> 事務所賃借料 <input type="checkbox"/> 駐車場代 <input type="checkbox"/> 光熱水費等 <input type="checkbox"/> 固定電話等通信費 <input type="checkbox"/> その他の事務費 <input type="checkbox"/> 人件費 }
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) ■ 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) ■ 職員の雇用契約書の写し ■ 勤務実績表
⑮ 補足事項等	

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1 / 2で按分

定期建物賃貸借契約書（事業用）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 荒巻 隆三（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	桜井ビル 3階		
	区画番号 (T301)			
	所在地	(住居表示) 京都市東山区本町二丁目85番地		
	(登記簿) 京都市東山区本町二丁目85番地			
	構 造	木造 鉄骨 ・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () /瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺 陸屋根 ・その他 (3階建)		
種 類	事務所	新築年月	昭和55年 1月	
面 積	36.41㎡			
附属施設	無し			

頭書(2) 事業内容

府会議員事務所

頭書(3) 契約期間

2015年 9月 18日 から 2016年 6月 30日まで	
目的物件の引渡し時期	2015年 9月 18日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,600円 (内消費税等 5,600円)	水道代	月額 3,000円		
敷 金	*****円				
礼金	75,600円 (内消費税等5,600円)				
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日までに支払う。			
賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

覚 書

定期建物賃貸借契約満了に伴い、契約の自動更新を行うものとする。

毎月の家賃支払いは下記の通りとし、家賃は家主より指定された銀行口座へ振り込むものとする。

事務所家賃(2019年5～6月分) : ￥88,600(駐車場代、水道代込み)
事務所家賃(2019年7～9月分) : ￥89,460(駐車場代、水道代込み)
事務所家賃(2019年10月分～) : ￥89,600(駐車場代、水道代込み)

初回の支払いは2019(令和元)年5月とし、契約は以後自動更新とする。

上記合意成立の証として本書2通を作成し、記名捺印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

※2023年3月末まで延長。

2019年 4月 24日

貸主:

借主:

荒 卷 隆 三

覚 書

駐車場賃貸契約に伴い、毎月の家賃支払いを下記の通り行うものとする。

駐車場家賃は一か月 ¥10,000とする。

事務所家賃に上記駐車場家賃を合算して、家主より指定された銀行口座へ振り込むものとする。

事務所家賃 : ¥78,600 (水道代込み)

駐車場家賃 : ¥10,000

計 : ¥88,600

初回の支払いは2017年(平成29年)5月とする。

上記合意成立の証として本書2通を作成し、記名捺印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

2017年 5月 22日

※2023年3月末まで延長。

貸主:

借主:

荒巻隆三

建物賃貸借契約証書

(※延借 一般) 賃貸借契約

物件名 「 五建ビル 4-C 」

賃借人 「 荒巻 隆三 」

~~~~ 賃借人 (入居者) の方へ ~~~~

本契約書が、定期建物賃貸借契約となっている場合は、下記の内容にご注意下さい。

「定期建物賃貸借契約」とは、契約締結時に予め契約期間が確定している契約です。従って、契約の変更はありませんので、契約期間が満了すれば借借の建物を退去していただくことになります。ただし、賃借人 (家主) の方から再契約の意向の通知があれば、新たな賃貸借契約を締結した後に引き続き借借することもできます。

詳しくは、本契約書を記載の上、各条項の内容を十分にご理解ください。



## 建物賃貸借契約証書（事業用）

賃貸人（以下「甲」という）および賃借人（以下「乙」という）は、下記記載の、賃貸借の目的物件（以下「本物件」という）について、以下のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という）を締結する。

甲が乙に賃貸する本物件の表示、および本契約の条件等の必要事項は下記記載のとおりとする。

|      |      |                           |       |                      |
|------|------|---------------------------|-------|----------------------|
| 目的物件 | 所在地  | (登記簿上) 京都市東山区五条橋東二丁目18番地1 |       |                      |
|      | 住居表示 | 京都市東山区五条橋東二丁目18番地1        |       |                      |
|      | 名称   | 五建ビル                      |       |                      |
|      | 構造等  | 鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階建      | 新築年月日 | 1969年10月30日          |
|      | 契約部分 | 4階部分の1部(4C)               | 面積    | 40.56 m <sup>2</sup> |

|                           |                                                                                                                              |          |                           |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------|
| 賃貸借契約期間                   | 2023年1月21日から2025年1月20日まで2年間（以後2年毎の更新）                                                                                        |          |                           |
| 使用用途                      | <input type="checkbox"/> 店舗 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他 | 事業所名(屋号) |                           |
| 使用目的(事業内容)<br>※具体的に記載すること | 議員事務所                                                                                                                        |          |                           |
| 営業時間                      | 午前9時00分 から 午後5時00分 まで                                                                                                        |          |                           |
| 現場責任者又は緊急連絡人              | 氏名: 荒巻 隆三                                                                                                                    | 連絡先:     |                           |
|                           |                                                                                                                              | 住所:      | 京都市東山区東大路五条上る梅林町563-3 707 |

|       |           |                                                               |            |                                                  |                                |  |
|-------|-----------|---------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------|--------------------------------|--|
| 賃貸条件  | 賃料等(月額)   | 金額                                                            | 消費税        | 建物用貸出鍵                                           | 本                              |  |
|       | 賃料        | 金80,000円也                                                     | 8,000円也    | 鍵のメーカー                                           |                                |  |
|       | 共益費       | 金***円也                                                        | ***円也      | 鍵の番号                                             |                                |  |
|       | 水道代       | ◎                                                             | 家賃に含む      |                                                  | 備 考                            |  |
|       |           |                                                               | 金 円也       | 円也                                               | ・毎月のお支払い合計額には、実費負担金は含まれておりません。 |  |
|       | 附属施設料     | 金 円也                                                          | 円也         | ・水道代等の実費負担がある場合は、定期検針時の使用量により算出した金額を請求させていただきます。 |                                |  |
|       | ( )       | 金 円也                                                          | 円也         | ・賃料等の遅滞が発生した場合は、遅延損害金を併せてご請求させていただきます。           |                                |  |
|       | ( )       | 金 円也                                                          | 円也         | ・施設を利用する際には、施設利用規約を遵守して下さい。                      |                                |  |
|       | 毎月のお支払合計額 | 金88,000円也(消費税込み)                                              |            | ・貸与品は、契約終了の明け渡し時にご返却下さい。                         |                                |  |
|       | 契約更新料     |                                                               | 旧賃料の***ヵ月分 |                                                  |                                |  |
|       |           |                                                               | 定額、金***円也  |                                                  |                                |  |
|       | 更新料の支払い   |                                                               |            |                                                  |                                |  |
|       | 更新事務手数料   | 金***円也(消費税込み)                                                 |            |                                                  |                                |  |
|       | 礼金        | 金80,000円也                                                     |            | 8,000円也                                          |                                |  |
|       | 敷金        | 金240,000円也                                                    |            |                                                  |                                |  |
| 敷金の返還 |           | 賃貸借期間が、 年未満の場合                                                | 預り敷金の %    |                                                  |                                |  |
|       |           | 賃貸借期間が、 年以上 年未満の場合                                            | 預り敷金の %    |                                                  |                                |  |
|       |           | 賃貸借期間が、 年以上 年未満の場合                                            | 預り敷金の %    |                                                  |                                |  |
|       |           | 賃貸借期間が、 年以上の場合                                                | 預り敷金の %    |                                                  |                                |  |
|       | ◎         | 本物件明け渡し時に全額返還するものとする。ただし、乙の債務不履行がある場合は、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。 |            |                                                  |                                |  |

|        |        |     |       |            |
|--------|--------|-----|-------|------------|
| 乙の債務担保 | ◎連帯保証人 | 氏名  | 住所    | 極度額        |
|        |        |     |       | 2,112,000円 |
|        | 家賃保証会社 | 会社名 | 本店所在地 | 家賃保証料      |
|        |        |     |       | 初回<br>更新   |

|        |      |                |             |      |                                           |  |
|--------|------|----------------|-------------|------|-------------------------------------------|--|
| 賃料等の支払 | 支払期日 | 翌月分を毎月末日までに支払う |             | 支払方法 | ◎銀行振込(振込手数料は乙の負担)<br><br>口座引落(引落手数料は乙の負担) |  |
|        | 振込口座 | 金融機関名          | 京都中央信用金庫    |      |                                           |  |
|        |      | 支店名            | 東五条支店       |      |                                           |  |
|        |      | 口座番号           | 当座 272862   |      |                                           |  |
|        |      | 名義人            | ユ) タニガワショウジ |      |                                           |  |

## 第1条（使用目的および使用方法）

1. 乙は、本物件の全部、一部を問わず、表記記載の使用用途以外の目的に使用してはならない。
2. 乙が本物件の使用目的およびその細目を変更しようとする場合は、甲の承諾を受けなければならない。
3. 乙は、甲の承諾がない限り、何人といえども宿泊または居住させることはできない。

## 第2条（契約期間）

本契約期間は表記記載のとおりとする。

## 第3条（契約の更新）

1. 乙が契約の更新を希望する時は、本契約期間満了の3ヵ月前までに甲に申し出をし、甲・乙合意の上、本契約を更新することができる。ただし、乙に賃料滞納等の契約違反がみられる場合、甲は契約更新を拒めるものとし、乙は契約更新を主張できないものとする。
2. 乙は、合意更新、法定更新を問わず、契約時から表記記載の経過年数毎に、更新料を甲に支払わなければならない。尚、更新料の月割・日割精算はしないものとする。
3. 本条は、次回の更新以降も同様とする。

## 第4条（共益費および附属施設料等）

1. 乙は、共用部分（階段、廊下等）の維持管理に必要な光熱費、上・下水道使用料、清掃費等（以下「共益費」という）に充てるため、表記記載の共益費を賃料等とともに、甲に支払うものとする。
2. 乙は、共用設備等の使用につき、これらの設備を別個に自らの費用をもって設置したため不要であるとの理由で、前項の費用負担を拒否することはできない。
3. 第1項に掲げたもの以外の諸費用で、甲・乙いずれの負担に属するか明らかでないものについては、その都度甲・乙協議して定めるものとする。
4. 乙は、駐車場、駐輪場、看板等を使用する場合は、表記記載の附属施設料を賃料等とともに、甲に支払うものとする。
5. 共益費、附属施設料等の支払いおよび計算方法は、第6条（賃料等の支払いと計算方法）に準ずるものとする。

## 第5条（賃料、共益費等の改定）

賃料および共益費等は、本契約期間内といえども、物価の高騰、土地・建物に対する公租公課の増加、設備の増設や改善、維持管理費用の増加が認められた時、および近隣の賃料、共益費等に比較して、当該賃料、共益費等が不当となった時は、甲及び乙の協議の上、これを改定することができる。

## 第6条（賃料等の支払いと計算方法）

1. 乙は、表記記載の賃料等を表記記載の支払期日までに、甲の指定する方法により毎月支払わなければならない。この場合、甲が支払い方法につき、金融機関への振込み、あるいは預金口座振替による支払いを指定した時は、振込（口座振替）手数料は、乙の負担とする。
2. 本契約期間の開始日月の中途である場合等の1ヵ月に満たない期間の賃料および共益費等は、各暦月による各月の日割計算した額とする。日割計算した額は、1円未満の端数は切捨てとする。  
なお、終了日が月の中途である場合は、賃料および共益費等の日割り計算は行わないものとする。

## 第7条（敷金）

1. 乙は、本契約より生じる一切の債務を担保するため、本契約の締結時に表記記載の敷金を甲に無利息にて預託する。
2. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡、質入れ、その他の担保に供することはできない。
3. 乙は、本契約が期間満了、解除、解約、その他の事由により終了し、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費等、その他の債務と相殺をすることができない。
4. 敷金の返還は表記記載のとおりとし、乙が本物件の明け渡しを行い、その他本契約による甲・乙双方の債権債務履行の完了確認後、1ヵ月以内に甲が指定する日に乙指定の金融機関への振込みをもって返還する。ただし、金融機関への振込み手数料は、乙の負担とする。
5. 第4項において、甲の返還すべき敷金の金額が、乙の弁済すべき債務および未払費用の合計額に対して不足する場合には、乙は直ちにこの不足額を甲に支払うものとする。

## 第8条（遅延損害金）

乙が、賃料および共益費等の全部または一部の支払いを怠った時は、延滞した額に対して、支払い期日の翌日から支払日までの日数について、年14.60%の割合を乗じて計算した金額の遅延損害金を加算して、甲に支払わなければならない。

## 第9条（乙の費用負担）

1. 乙が本物件の使用中に、第2項に掲げるものを除き、乙の責めによらない損耗等により本物件がその使用に支障を生じた時は、甲はその修繕を行わなければならない。ただし、乙の責めに基づく本物件の損傷、毀損については乙がその修繕の義務を負うものとし、甲の指示に基づき、乙においてこれを修理して原状回復するか、あるいはこれによって生じた損害を賠償しなければならない。
2. 次の各号に掲げる費用および修繕等は、乙の負担とする。
  - ① 乙が造作した冷暖房設備、その他の設備機器等の設置・撤去費用、および維持・修繕費用
  - ② 乙が造作した設備等（内装工事を含む）に対する公租公課
  - ③ 乙が日常使用する本物件内の設備機器類等の小修繕費用
  - ④ 電気、ガス、上・下水道、電話、有線放送等の使用料
  - ⑤ 電気、ガス、上・下水道、電話、有線放送等の使用契約は、乙が直接施設者と行なうものとする。  
ただし、法規および建物の構造上これができない時は、甲が乙に代って契約することができる。この場合、名義の如何に関わらず、その契約によって生ずる使用料の支払い義務は、乙が負うものとする。
  - ⑥ 町内会費、自治会費等、その他賃借物件として負担すべき費用
  - ⑦ その他、共益費に属するものを除き、本物件を使用するのに必要な通常で、一般に賃借人の負担とされる費用
3. 前項において、甲が乙に代わり修繕を行う場合は、甲は予めその旨を乙に通知し、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。それに要する費用は、乙の負担とする。

第10条 (改装工事等の制限)

- 乙は、甲の承諾を得なければ、次の行為をすることはできない。
  - 本物件の増改築、改造、新設等の工事
  - 本物件内の改装、間仕切り、修理、模様替え等の工事
  - 本物件内や建物および敷地内における設備や工作物の設置、あるいは移転、除去
- 本物件に関する改装工事等の施工一切は、甲の指定する業者、または甲の承認した業者に限るものとする。
- 乙が、第1項および第2項に違反する工事を行なった場合は、直ちにこれを原状に回復し、第26条(損害賠償責任)第2項による甲の被った損害を賠償しなければならない。

を更新す  
契約更新

第11条 (その他の制限事項)

- 乙は、本物件の使用にあたり、甲の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為をすることはできない。
- 本契約に基づく権利または義務の全部もしくは一部を、第三者に転貸、譲渡(経営の委任、営業の譲渡、合併を含む)すること、あるいは共同経営者を参加させること。または、これを担保として提供すること。
  - 賃借物件内の乙所有の物品を第三者に担保として提供すること。
  - 電気、ガス、水道等の既設容量を変更しなければならない器具や機械、あるいは上・下水道等に支障を来たす器具や機械の設置、もしくは使用すること。
  - 本物件、建物内および敷地内に、看板、広告塔、案内板等を設置し、またはポスター類の広告物等を掲示すること。あるいは、窓ガラスに広告物、ポスター類を掲載すること。

ない。

という)

で、前項

甲・乙協

とする。

第12条 (賃借人名義等の変更)

- 乙が個人の場合、本物件における営業をいかなる形態を問わず法人名義にする時は、甲の承諾を得て、改めて新名義人において甲と契約をしなければならない。
- 乙が法人の場合、その他の組織へ変更をする時は、甲の承諾を得て、改めて新名義人において甲と契約をしなければならない。

第13条 (禁止行為)

- 乙および乙の使用人、あるいはその関係者等が次の行為をすることを禁止する。
- 本物件内や建物内に、銃砲・刀剣類または爆発性、発火性を有する危険物あるいは衛生上有害な物質(ゴミ・残飯の堆積等)、およびその他近隣より苦情が出る物品の製造または持ち込み。
  - 賭博行為、競輪、競馬、競艇等のノミ行為や売春行為、麻薬・覚醒剤等の密造および密売、その他刑法ならびに各刑罰法規に抵触するような行為、および公序良俗に反する行為。
  - 本物件を破損させるような危険のある重量物等の大きな物品の搬入、または備え付け。
  - 本物件内や建物内における騒音、電波障害となる機器の設置、もしくは使用。
  - 共用部分(階段・廊下等)に物品を置いたり、看板・ポスター類の広告物等を掲示するなど、本来の目的以外の使用。
  - 近隣に対して迷惑となる行為、建物の品位美観を害する行為、その他賃借物件を含む建物の現状を変更し、または損害を及ぼす一切の行為。
  - 甲が指定する場所以外への、車両(自動車・自転車・バイク等)の搬入、格納、放置。
  - 本物件および建物施設等の維持管理に重大な影響を与える恐れのある行為。
  - その他、他の賃借人との共同使用の秩序を乱す行為、あるいは共同の利益に反する行為。

改善、維持は、甲及

この場  
(口座振

の日割計

る。

賃料、

履行  
関への

場合

私日

を生じ  
その修  
て生じ

第14条 (反社会的勢力の排除等)

- 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約する。
  - 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
  - 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力でないこと。
  - 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
  - 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
    - 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 乙は、本物件の使用にあたり次の行為をしてはならない。
  - 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
  - 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人不安を覚えさせること。
  - 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を入り出させること。
- 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの通知催告も要せずして、本契約を解除することができる。
  - 第1項の確約に反する事実が判明したとき。
  - 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 甲は、乙が第2項第①号から③号に掲げる行為を行った場合は、何らの通知催告も要せずして、本契約を解除することができる。

第15条 (承諾文書)

乙は、甲の承諾を要する事項については、すべて書面によるものとする。

身の如何

第16条 (通知義務)

- 乙または連帯保証人は、下記の事由が生じた時は、直ちにこれを甲または管理人(管理会社)に通知しなければならない。
- 乙が継続して1ヵ月以上、休業あるいは店舗を閉鎖する時。
  - 乙または連帯保証人の氏名、住所、電話番号等、本契約書の記載事項に変更があった時。
  - 乙が法人の場合、商号の変更、代表取締役の交替、あるいは乙の株主もしくは株主の持ち株数を変更する時。
  - 第19条(立入り)第4項の緊急時の連絡に備え、乙が入居後、電話の設置(携帯電話の所有)をした時は、その電話番号。

5費用  
除き、



5. 乙が死亡もしくは不在者となった場合、あるいは連帯保証人に第27条(連帯保証人)第1項に定める事情が生じた時。
6. 本物件や建物およびその付属設備の破損・汚損・滅失箇所を発見し、またはその恐れのあることを知った時。
7. その他、第13条(禁止行為)に定める危険、有害、迷惑となる行為や異常な状態を知った時。

#### 第17条(鍵の管理)

1. 甲は、本契約締結時に入居に必要な本物件の鍵を乙に貸与し、乙は本物件明け渡し時に、借用した鍵(複製品があればそれを含む)を、甲に返却しなければならない。
2. 乙は、借用中の鍵を一つでも破損、紛失した時は、直ちに甲または管理人(管理会社)に連絡し、その指示によりこれを取替え、修理を行うものとし、その取替え費用は乙が負担する。
3. 第2項において、鍵を紛失した場合には、保安上その錠前一式の取替えを行なうものとし、その取替え費用は、乙が負担する。
4. 乙は甲の承諾を得ることなく、借用中の鍵を無断で交換またはその複製品を作ることはできない。

#### 第18条(遵守事項)

1. 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等は、甲の定める規則および諸指示、ならびに別途に定めのあるマンション管理規約、建物施設利用規約等を遵守しなければならない。
2. 乙は、電気スイッチ・ガスコック等の開閉を確実に実施し、その他火気の取扱いには、日常十分に注意を払い、事故の発生を未然に防止するように心掛けなければならない。また、保安・衛生・防犯・防火・防災等について、他の賃借人および近隣と協力し合うものとする。
3. 建物および設備の保守管理に必要な定期点検および修繕工事、あるいは改装工事等がある場合は、乙は協力しなければならない。
4. ゴミの処理は、本物件ごとに指定された日時・場所を厳守し(別途、乙がゴミ回収業者と契約する場合は、その指定日時と場所)、指定場所周辺の清掃は、乙が責任をもって行うものとする。
5. その他、本物件の使用に際しては、乙は善良なる管理者としての注意義務をもって使用しなければならない。

#### 第19条(立入り)

1. 建物の保全、法令上の立入検査、衛生、防災、防犯、その他本物件の維持管理の上で、本物件内の点検、修理等が必要と甲が認めた時は、甲または管理人(管理会社)は、乙にその旨を通知することにより本物件内に立入り、必要な措置をとることができる。
2. 乙は、正当な理由がある場合を除き、第1項の規定に基づく、立入りを拒否することはできない。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者、または本物件を譲り受けようとする者が下見をする時は、甲および管理人(管理会社)または下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。
4. 火災、犯罪、救護等、緊急の必要がある時、甲または管理人(管理会社)は、予め乙の承諾を得ることなく本物件内に立入り、必要な措置を講じ、または乙にその措置を要求することができる。この場合において、甲または管理人(管理会社)は、乙の不在時に立入った時は、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

#### 第20条(期間内解約)

1. 本契約期間内において、甲または乙の都合により本契約を解約しようとする場合は、甲は6ヵ月以前、乙については3ヵ月以前の予告期間をもって、それぞれ相手方に対して本契約の解約を申し入れることができる。
2. 乙は第1項の予告に代えて、解約申し入れの日から3ヵ月分の賃料、共益費等の相当額を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間に、本契約を解約することができる。
3. 前項において、甲が承諾をした日から1ヵ月を経過してもなお本物件を継続して使用した場合は、乙は第2項の金員とは別に、解約後の賃料、共益費等の2倍相当額の損害賠償金を甲に支払わなければならない。
4. 乙が期間内解約の申し入れをしようとする時は、甲または管理人(管理会社)に書面をもって行き、これを撤回もしくは取り消すことができない。ただし、甲がこれを承諾した場合はこの限りではない。

#### 第21条(契約解除)

1. 乙が、賃料、共益費、施設使用料等、その他の債務の支払いを1ヵ月以上遅延した場合は、甲は改めて契約解除の通知をすることなく、本契約を解除することができる。
2. 乙が次の各号に該当し、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至った時は、改めて催告をすることなく、本契約を解除することができる。
  - ① 入居申込書および本契約書への虚偽の記載、その他不正な方法により賃借したことが判明した時
  - ② 第1条(使用目的および使用方法)の規定に違反した時、あるいは第13条(禁止行為)の各項に該当した時
  - ③ 差押および仮差押、競売、破産の申し立てを受け、または破産、民事再生手続き、会社更生の申し立てをした時
  - ④ 解散、廃業をなし、または任意整理を公表した時
  - ⑤ 主務官庁等より営業取消処分、滞納処分、あるいは銀行取引停止処分を受けた時
  - ⑥ 懲役または禁固の刑の確定等があり、甲が本契約の継続を不適当と認めた時
  - ⑦ 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等が、反社会的集団(暴力団、暴走族、過激な政治活動集団等)の構成員、またはこれに準ずる者と判明した時
  - ⑧ 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等が、反社会的集団(暴力団、暴走族、過激な政治活動集団等)の構成員、またはこれに準ずる者を、反復・継続して出入りさせた時
  - ⑨ 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等が、前項に掲げる者の事務所や宿泊所等の表示、または使用した時
  - ⑩ 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等が、他の賃借人に著しい妨害を与えた時。また、著しく信用を失墜する事実があった時
  - ⑪ 甲の書面による承諾が得られないまま本物件の一部を改造、もしくは模様替えに着手した時
  - ⑫ その他、本契約および諸規約の各条項に違反した時
3. 乙が賃料の支払いの有無に関わらず、第16条(通知義務)に定める甲への通知を怠り、正当な事由なしに1ヵ月以上休業し、あるいは賃借物件を閉鎖した時。
4. 前項において、契約解除後1ヵ月以上、乙から甲への連絡がない場合は、乙がその什器・設備一式の所有権を放棄したものとみなして、甲または連帯保証人は、乙の費用負担をもってこれを任意に処分することができる。

を時。第22条（契約の消滅）

1. 第2条（契約期間）にかかわらず、本物件が、天災地変、事故、火災、朽腐等、その他甲の責めに帰さない不可抗力による事由により、建物の全部または一部が滅失もしくは毀損し、本物件の賃貸借の履行が不可能になった場合は、本契約は当然に終了する。
2. 前項の場合の敷金の返還は、第7条（敷金）によるものとする。

れば  
第23条（原状回復）

1. 本契約が期間満了、解除、解約、その他の事由により終了した時、乙は、甲または管理人（管理会社）の本物件内立入検査等を受けた上、本契約に基づく原状回復の債務を履行の上、本物件を甲に明け渡さなければならない。
2. 前項において、乙が甲の承諾を得て設置した設備、その他の物品であっても、甲に対して買取請求をすることはできず、全て撤去しなければならない。
3. 乙から甲への依頼があった場合、あるいは乙が原状回復義務を履行しない場合は、甲が乙に代わり原状回復による修復を行い、それに要した費用は全て乙の負担とする。

この  
が負  
ン  
第24条（明け渡し）

1. 本契約が終了する日までに、乙が本物件を明け渡さない時は、本契約終了日の翌日より明け渡し完了に至るまでの間に甲が被る損害として、乙は賃料、共益費等の2倍相当額の損害賠償金を甲に支払わなければならない。
2. 乙は、本物件の明け渡しまでに、電気、ガス、水道等の閉栓手続きをし、使用料等を精算しなければならない。
3. 乙が本物件の明け渡し後、本物件内に残置した物品等がある時は、その物品等の所有権を乙が放棄したものとし、甲が乙の費用をもって、これを任意に処分することに、乙は異議申し立てをすることはできない。ただし、甲が残置を認めた設備、物品は、甲に対する無償贈与とみなす。
4. 乙は明け渡しに際し、その原因に関わらず、移転料、立退料、補償料等の名目の如何を問わず、甲に対し金員、その他の請求をすることができない。

の発  
人お  
れば  
定日  
第25条（公共事業による取用等）

賃貸借物件の全部または一部が、公共事業のために買上げ、取用または使用された場合、乙は本契約が当然終了することを承諾する。この場合、乙は名目の如何を問わず、甲に対し金員、その他の請求をすることができないものとする。また、甲は措置第7条（敷金）に掲げる敷金については、乙に全額返還するものとする。

およ  
内に  
管理  
は3  
第26条（損害賠償責任）

1. 乙または乙の使用人、あるいはその利用客等が、他の賃借人等に損害を与えた場合、または損害を受けた場合は、その当事者間で解決し、甲または管理人（管理会社）にその関与を求めることはできない。
2. 乙または乙の使用人、あるいはその利用客等が、本物件および建物ならびに甲の所有に属する設備、造作、その他の動産等を汚損、毀損、滅失させた時は、乙は直ちにその旨を甲または管理人（管理会社）に通知するとともに、一切の損害を賠償しなければならない。
3. 下記の事由により、乙に損害が生じたとしても、甲は一切その責任を負わず、乙は名目の如何を問わず、甲に対し金員、その他の請求を行うことはできない。
  - ① 天災地変、火災、盗難または電気・水道・ガス等の故障による場合
  - ② 甲の所有に属する設備に起因する故障等の事故であっても、甲に故意、過失が認められない場合
  - ③ 本建物内で発生した火災、犯罪、消火活動および緊急避難等による場合
  - ④ 建物、設備の保守管理に必要な定期点検および修繕工事等により、本物件や共用部分等の全部もしくは一部にその使用が一時的に制限される場合
  - ⑤ その他、甲の責めに帰すことのできない不可抗力の事由による場合

しく  
第27条の1（連帯保証人）※頭書記載の【乙の債務担保】が連帯保証人の場合、本条を適用する。

1. 連帯保証人（以下本項において「丙」という）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
2. 前号の丙の負担は、本契約書に記載の極度額を限度とする。
3. 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。
  - ① 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権について、強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。  
ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。
  - ② 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
  - ③ 乙又は丙が死亡したとき
4. 前項①～③の事由が発生した場合、及び、連帯保証人の一部または全部が所在不明、後見開始もしくは保佐開始の審判を受けた場合、もしくは刑事事件に関与して起訴処分を受ける等の不適当な事由がある時は、乙は直ちに甲に通知するとともに、甲の請求があつてから1ヵ月以内に、甲の承認する連帯保証人を追加、変更しなければならない。
5. 前号の場合において新たに甲と連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第1号・2号に定める義務を負うものとする。
6. 丙の請求があつたときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
7. 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。
  - ① 乙の財産及び収支の状況
  - ② 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
  - ③ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

上休  
た  
第27条の2（家賃債務保証業者）※頭書記載の【乙の債務担保】が家賃保証会社の場合、本条を適用する。

1. 乙は本契約から生じる債務の履行を担保するため、家賃債務保証会社に参加しなければならない。家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別で定めるところによるものとし、乙は、本契約期間中、保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
2. 乙が前号の手続きをとらない場合、その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合、甲は本契約を解除することができるものとする。
3. 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てるよりも甲と乙との間で保証を利用する場合は、前号

の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書記載の契約の始期に本契約有効に成立したものとみなす。

#### 第28条（損害保険の加入）

1. 乙は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償または個人賠償の責めを負う事故を発生させた場合のために、賠償責任付保特約付の火災保険に加入し、火災保険証券を甲へ提出しなければならない。
2. 乙の故意または過失により前項の事故が発生し、甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填し、補填できない部分については別途請求できるものとする。

#### 第29条（書類の送達等）

1. 甲または管理人（管理会社）から、乙または連帯保証人への連絡は、届出の住所宛て、あるいは電話連絡により通知する。ただし、第16条（通知義務）第2項により、届出の住所、電話番号等に変更があった場合にはこれによる。
2. 甲が、前項により届出住所宛てに発信した通知は、転居、不在、その他の事由により到達しなかった場合にも、通常到達する時に適法に到達したものとみなし、乙または連帯保証人は、通知の手續上の不備を主張することはできない。

#### 第30条（管理規則の表示および管理業務の委託）

1. 甲は、本物件の管理、および自己に代わり本契約に基づく乙との連絡、事務手続き等の一切の業務を、管理人（管理会社）に委託することができる。この場合、乙は甲の定めた管理人（管理会社）の指示等を遵守しなければならない。
2. 甲または管理人（管理会社）は、本物件の管理上必要な規則または指示および連絡を、適切な場所への掲示をもって乙への通知に代えることができる。

#### 第31条（公正証書作成義務）

乙および連帯保証人は、甲の請求がある時は直ちに、本賃貸借契約の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書を作成するための必要な手続きを行うものとする。このために要した費用は、甲・乙各自弁とする。

#### 第32条（団体交渉等の禁止）

本契約に関して紛議が生じたとき、乙は、甲に対し、団体的組織交渉を行ったり、弁護士以外の者を代理人にたてて交渉を行ったりしてはならない。

#### 第33条（協議）

甲および乙は、本契約に定めがない事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法、その他関係法令および慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

#### 第34条（管轄裁判所）

本契約に関して甲・乙間に紛争が生じた時は、本物件所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

#### 第35条（その他）

1. 本契約締結時、必要に応じ本契約に付属の規約を設け、締結することができる。
2. 本契約について変更事項が生じた場合、また追加事項が生じた場合は、別紙の覚書等を取り交わすことにより本契約の各規定に代えるものとする。

#### （特約事項）

特約事項については、下記のとおりとし、契約条項と特約事項に相違がある場合は、特約条項が優先されるものとする。

1. 本物件は現状有姿での引き渡しとし、甲は建物について、修繕義務を負わないものとする。  
ただし、建物の躯体部分の修繕が必要な場合は、甲乙協議の上で、修繕負担の割合を協議することとする。
2. 本物件の内装、設備、什器備品の一切は残置物とし、それらの維持管理及び修理交換撤去は乙の負担と責任において行うものとする。
3. 本契約条項の規定に関わらず、乙は乙のなした内装・外装・造作設備等を、残置することができるものとする。ただし、物の景観を著しく損なうような外装の除去、建物の専有面積を大きく低下させる内装の除去、建物内の什器・備品の撤去については、乙の負担で行うものとする。
4. 乙は駐輪を希望する場合は事前に甲に確認し承諾を受けた上で駐輪すること。自転車は無料、原付バイクは1台月額1,000円で駐輪可能とする。
5. 乙は営業にあたって、京都府迷惑防止条例を遵守すること。なお、違反する行為が確認された場合は、本契約条項第21条の適用となることを乙は了承する。
6. ごみの廃棄については乙が事業者と直接契約の上、廃棄することとし、廃棄場所・時間帯・分別等については館内、町内の規定に従うこととする。  
ただし、甲指定の廃棄事業者がある場合、乙は当該指定業者と契約をするものとする。
7. 本物件は京都市屋外広告物等に関する条例の適用地域となっており、乙は看板設置に当たっては京都市のガイドラインを認の上、施工するものとする。また、ガイドラインの変更などにより京都市から撤去・是正が求められた場合は、その指に従うものとする。なお、その場合の費用はその看板等を設置した者が負うこととする。
8. 天変地異などの不可抗力により建物の一部ないし全部が機能停止する場合があること、また、安全性を考慮し、甲又は甲の依頼する管理会社等が建物の使用制限等の規制を行う場合があることを乙は了承する。  
なお、その期間中の営業補償や賃料の減額等を乙は甲に対し一切求めることができないものとする。
9. 将来、建物の維持管理及び運営上、甲は必要と判断した場合、外壁塗装や貼替え、外観のリニューアル工事、躯体補強工事耐震工事等を実施する場合があることを乙は了承する。なお、それらの工事によって乙が営業を停止しなければならない場合や建物の足場や囲いの設置をすることで、営業上支障をきたすことがあったとしても、その期間中の営業補償や賃料の額等を乙は甲に対し一切求めることができないものとする。
10. 乙が営業しようとしている業態および業種によっては、許認可が必要となる場合があり、本契約は乙がそれらの許認可を得るために必要な要件を事前に確認し、本物件の設備や仕様上、不備がある場合は乙の負担と責任において改修や設備の入等を行うことを前提として締結することとする。なお、本物件の引渡し時の仕様では許認可が降りないことが契約締結後判明した場合や、許認可を得るまでに一定の期間を必要とし、乙の希望する時期までに開業することができなかつたとしても、甲及び管理会社・不動産仲介会社はその責任を負わないものとする。以上

以下余白

本契約が 甲・乙・丙 各々は、本契約書の全項目を熟読理解した上、合意に達し本契約書を締結した。本契約の成立を証  
 するために本書 2 通を作成し、各自署名捺印の上、甲・乙および媒介人もしくは管理会社が各一通を所持する。

責任担 2023年 1月20日

|            |                |                 |                   |                 |  |
|------------|----------------|-----------------|-------------------|-----------------|--|
| て補填<br>通知す | 貸 貸 人<br>( 甲 ) | 住 所             | 〒京都市東山区五条橋東2-18-1 |                 |  |
|            |                | 氏 名             | 有限会社 谷川 博         |                 |  |
| 通常到<br>ハ。  | 電話番号1          | ( ) - ( ) - ( ) | 電                 | ( ) - ( ) - ( ) |  |

|                  |                |                 |                                                   |                 |  |
|------------------|----------------|-----------------|---------------------------------------------------|-----------------|--|
| 管理会<br>ハ。<br>って乙 | 貸 借 人<br>( 乙 ) | 住 所             | 〒605-0863 京都市東山区梅畑町563-3 クラウンハイム 京都市五條坂フラワースト 707 |                 |  |
|                  |                | 氏 名             | 高 峯 隆 三 mail・携帯-mail                              |                 |  |
| 作成す<br>渉を行       | 電話番号1          | ( ) - ( ) - ( ) | 電                                                 | ( ) - ( ) - ( ) |  |

|                          |                |                 |            |                 |  |
|--------------------------|----------------|-----------------|------------|-----------------|--|
| 関係法<br>の資産状況に<br>についての説明 | 連帯保証人<br>( 丙 ) | 住 所             | [Redacted] |                 |  |
|                          |                | 氏 名             | [Redacted] |                 |  |
|                          | 電話番号1          | ( ) - ( ) - ( ) | 電          | ( ) - ( ) - ( ) |  |

私は、本契約の連帯保証人を引き受けるに際し、乙より、乙の資産状況について、説明を受けま

|     |                |                 |            |                 |                |
|-----|----------------|-----------------|------------|-----------------|----------------|
| 本契約 | 連帯保証人<br>( 丁 ) | 住 所             | 〒 -        |                 | 乙との関係          |
|     |                | 氏 名             | [Redacted] |                 | E-mail・携帯-mail |
|     | 電話番号1          | ( ) - ( ) - ( ) | 電話番号2      | ( ) - ( ) - ( ) |                |

の資産状況に  
についての説明

私は、本契約の連帯保証人を引き受けるに際し、乙より、乙の資産状況について、説明を受けました。 実印

|                             |     |     |                                                                                                       |  |                                                                                        |
|-----------------------------|-----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 行うも<br>し、夏<br>の撤去<br>1,000円 | 媒介人 | 所在地 | 京都府京都市下京区四条通り新町東入る 餅軒59<br>エリッツ四条烏丸ビル2階<br>商号 株式会社 エリッツ四条烏丸テナントビル<br>電話番号 075-253-5050<br>営業担当者 村上 郁夫 |  | 宅地建物取引業者 免許証番号<br>国土交通大臣 ( 7 ) 第 5206 号<br>宅地建物取引士 登録番号<br>(京都) 第 30527 号<br>氏 名 村上 郁夫 |
|-----------------------------|-----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------|

|        |            |
|--------|------------|
| 管理受託会社 | [Redacted] |
|--------|------------|

顧客番号 (NO. ) 9000-301-0104

江事、  
ない場  
料の減  
!可を  
!の入  
結後  
として  
余白

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

|                                                      |                                                        |      |       |     |          |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------|-------|-----|----------|
| 議員氏名(会派名)                                            | 荒巻 隆三                                                  | 整理番号 | 47～57 |     |          |
| 費目                                                   | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)・事務費・人件費 |      |       |     |          |
| 支払内容                                                 | 事務所貸借(振込手数料含む)                                         |      |       |     |          |
| 支払金額                                                 | 1,019,585円                                             | 按分率  | 70%   | 計上額 | 713,709円 |
| 按分率の考え方                                              | 事務所状況等説明書に記載のとおり                                       |      |       |     |          |
| 備考                                                   |                                                        |      |       |     |          |
| <p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p> |                                                        |      |       |     |          |

キャッシュサービス  
ご利用明細票

ご利用いただいた日があります。

年 月 日 04-04-28

銀行番号 支店番号 口座番号

お取引内容 お取引金額

お振込 ¥89,600

時刻 受付番号 お取引後残高

09:20 0006

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥440 利用料 ¥0

ご依頼人 電話 0755418078  
ファミリークラブ様

※裏面のご案内もご確認ください。

47

キャッシュサービス  
ご利用明細票

ご利用いただいた日があります。

年 月 日 04-05-27

銀行番号 支店番号 口座番号

お取引内容 お取引金額

お振込 ¥89,600

時刻 受付番号 お取引後残高

09:54 0018

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥440 利用料 ¥0

ご依頼人 電話 0755418078  
ファミリークラブ様

※裏面のご案内もご確認ください。

48

キャッシュサービス  
ご利用明細票

ご利用いただいた日があります。

年 月 日 04-07-01

銀行番号 支店番号 口座番号

お取引内容 お取引金額

お振込 ¥89,600

時刻 受付番号 お取引後残高

15:28 0003

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥440 利用料 ¥0

ご依頼人 電話 0755418078  
ファミリークラブ様

※裏面のご案内もご確認ください。

49

ご利用明細票

04-08-05

お振込 ¥89,600

10:27 0013

振込手数料 ¥440 利用料 ¥0

ご依頼人 電話 0755418078  
 フラタキリツカサ ヲウゴ 様

\*裏面のご案内をご覧ください。

50

ご利用明細票

04-09-01

お振込 ¥89,600

13:24 0025

振込手数料 ¥440 利用料 ¥0

ご依頼人 電話 0755418078  
 フラタキリツカサ ヲウゴ 様

\*裏面のご案内をご覧ください。

51

ご利用明細票

04-09-30

お振込 ¥89,600

14:12 0109

振込手数料 ¥440 利用料 ¥0

ご依頼人 電話 0755418078  
 フラタキリツカサ ヲウゴ 様

\*裏面のご案内をご覧ください。

52









請求書 5年2月20日 No. \_\_\_\_\_

荒巻隆三様

有, 谷川商事  
五建外良屋

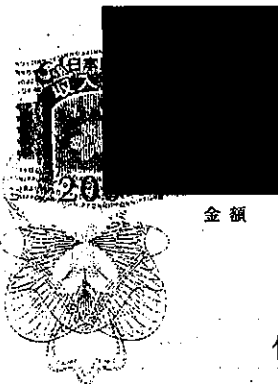
下記のとおり御請求申し上げます

登録番号 \_\_\_\_\_

| 税込合計金額    |              |       |    | 消費税額等     |       |       |
|-----------|--------------|-------|----|-----------|-------|-------|
| 月日        | 品名           | 数量    | 単価 | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要    |
|           | 1 字料         | 3A/A  |    | 80000     |       |       |
|           | 2 フィラ ①      | 149   |    | 4066      |       |       |
|           | 3 " ②        | 651   |    | 20898     |       |       |
|           | 4 消費税        |       |    | 10494     |       |       |
|           | 6            |       |    |           |       |       |
|           | 7 2/20 フィラ ① | 7556  |    |           |       |       |
|           | 8 " ②        | 17796 |    |           |       |       |
|           | 9            |       |    |           |       |       |
|           | 10           |       |    |           |       |       |
|           | 11           |       |    |           |       |       |
|           | 12           |       |    |           |       |       |
| 合計(税抜・税込) |              | 税率    | %  |           |       | 消費税額等 |
|           |              | 税率    | %  | 115438    |       | 消費税額等 |

コクヨ ウ-322

57



収証 荒巻隆三事務所様

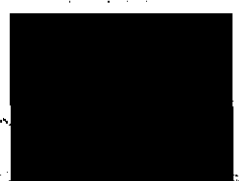
¥115,438

但

5年2月20日 上記正に領収いたしました

内 訳  
消費税額等(%)  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

代表取締役 谷川博  
有限会社 谷川商



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

|                                                      |                                                        |      |       |     |          |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------|-------|-----|----------|
| 議員氏名(会派名)                                            | 荒巻 隆三                                                  | 整理番号 | 58~70 |     |          |
| 費目                                                   | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)・事務費・人件費 |      |       |     |          |
| 支払内容                                                 | 電気料金                                                   |      |       |     |          |
| 支払金額                                                 | 148,674円                                               | 按分率  | 70%   | 計上額 | 104,066円 |
| 按分率の考え方                                              | 事務所状況等説明書に記載のとおり                                       |      |       |     |          |
| 備考                                                   |                                                        |      |       |     |          |
| <p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p> |                                                        |      |       |     |          |

62B/L

お客様へのご案内

1/1

電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

お申込み先 荒巻 隆三 様

お客様番号 [Redacted]

4年 4月 11,471円

ご使用期間 3月 1日~ 3月31日 1,042円

契約ご使用量(kWh) 電気料金内訳(円)

31 244 7,027

51 74 4,444

燃料費調整額 +712.38円

再エネ促進賦課金 1,067円

本票上の金額が振替金額と異なる場合は、再エネ促進賦課金

|                               |                               |        |
|-------------------------------|-------------------------------|--------|
| お支払期限日                        | 5月 2日                         | 収 納 印  |
| 本票は                           | 5月12日まででコンビニエンスストアにてお取扱いできます。 |        |
| お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせをお読みください。 |                               |        |
| 京都料金センター                      | 0800-777-8810                 | 収入印紙不交 |
| 被課税人                          | 関西電力                          | お客様番号  |

58

いつもご利用いただきありがとうございます。お問合せ先は下記までお願いします。

京都料金センター

電話：075-205-5036。

受付時間：09:00~17:00。

※一部のIP電話からは、ご利用いただけない場合がございます。その場合は、携帯電話等からお掛け直し下さい。

各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

発券日 2022年05月27日 時間 10時45分 お支払い金額 11,471円

15993-0 梅田センタービル 関西電力 株式会社

お客様氏名 荒巻 隆三 22年4月分 11,471円

お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。お問い合わせ先： お客様さまへのご案内にてご確認ください。 受付時間：

収納代行会社 ウェルネット株式会社

申込No: 1599371473873894 この明細書は大切に保管してください。



### 電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ 荒巻 隆三 様

お客様番号 [REDACTED]

4年 5月 11,122円  
ご請求金額  
5月 1日～5月 1日 1,010円  
ご使用期間

契約種別 電気料金内訳(円)  
51 251 7,268  
31 42 3,854  
燃料費調整額 +656.38円  
再エネ促進賦課金 1,009円

※ご請求金額は、電算機で算出しております。

お支払期限日 [REDACTED]

本票は 6月13日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面に載っておりますお知らせをお読みください。

京都料金センター 0800-777-8810

振込先 関西電力

印 納 封 22,531

59

### 電気料金振込受領証(兼請求書)

※

お振込人 荒巻 隆三 様

年 月 分 4-6 請求金額 4,309円  
消費税等相当額(再掲) 389円

契約種別 契約 電力 力率 % 5月 2日～5月 31日  
51 3 90 65 電気料金内訳(円)

燃料費調整額 +145.60円  
再エネ促進賦課金 224円  
延滞利息 26円

ご使用場所：京都市東山区本町2丁目85サクライビル301

受付局(金融機関)日附印 [REDACTED]

お支払期限日 7月 1日 金融機関取扱い日 11月 1日

お支払いいただく前に、裏面に載っておりますお知らせをお読みください。

京都料金センター 電話番号 0800-777-8810

振込先 関西電力

(お客さま控え)

### 電気料金振込受領証(兼請求書)

※

お振込人 荒巻 隆三 様

年 月 分 4-6 請求金額 5,015円  
消費税等相当額(再掲) 452円

契約種別 契約 電力 力率 % 5月 2日～5月 31日  
31 178 電気料金内訳(円)

燃料費調整額 +398.78円  
再エネ促進賦課金 614円  
延滞利息 38円

ご使用場所：京都市東山区本町2丁目85サクライビル301

受付局(金融機関)日附印 [REDACTED]

お支払期限日 7月 1日 金融機関取扱い日 11月 1日

お支払いいただく前に、裏面に載っておりますお知らせをお読みください。

京都料金センター 電話番号 0800-777-8810

振込先 関西電力

(お客さま控え)

60

電気料金振込受領証(兼請求書)



|                                 |              |               |
|---------------------------------|--------------|---------------|
| お振込人                            | 荒巻 隆三 様      |               |
| 年月分                             | ご請求金額        | 消費税等相当額(再掲)   |
| 4-7                             | 232 円        | 21 円          |
| 契約種別                            | ご使用期間        | 電気料金内訳        |
| 契約 NVAまたはkW                     | 6月 1日~ 6月 1日 | 円             |
| 力率 %                            | ご使用量 kWh     | 円             |
| 90                              | 7            | -             |
| 燃料費調整額                          | +15.68 円     |               |
| 再エネ促進賦課金                        | 24 円         |               |
| ご使用場所: 京都市東山区本町2丁目85サクライビル301   |              |               |
| 6月 2日 廃止                        |              |               |
| 受付局(金融機関)日附印                    | [Redacted]   |               |
| お支払期限日                          | 7月 4日        | 金融機関振込期限日     |
| お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 |              |               |
| 京都料金センター                        | 電話番号         | 0800-777-8810 |

この用紙でのお支払いは、金融機関(ゆうちょ銀行含む)・コンビニエンスストアでお取扱いできません。  
 被課税人 関西電力 (お客様控え)

電気料金振込受領証(兼請求書)



|                                 |              |               |
|---------------------------------|--------------|---------------|
| お振込人                            | 荒巻 隆三 様      |               |
| 年月分                             | ご請求金額        | 消費税等相当額(再掲)   |
| 4-7                             | 92 円         | 8 円           |
| 契約種別                            | ご使用期間        | 電気料金内訳        |
| 契約 NVAまたはkW                     | 6月 1日~ 6月 1日 | 円             |
| 力率 %                            | ご使用量 kWh     | 円             |
| 81                              | 4            | -             |
| 燃料費調整額                          | +7.84 円      |               |
| 再エネ促進賦課金                        | 12 円         |               |
| ご使用場所: 京都市東山区本町2丁目85サクライビル301   |              |               |
| 6月 2日 廃止                        |              |               |
| 受付局(金融機関)日附印                    | [Redacted]   |               |
| お支払期限日                          | 7月 4日        | 金融機関振込期限日     |
| お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 |              |               |
| 京都料金センター                        | 電話番号         | 0800-777-8810 |

この用紙でのお支払いは、金融機関(ゆうちょ銀行含む)・コンビニエンスストアでお取扱いできません。  
 被課税人 関西電力 (お客様控え)

電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

|                                  |              |               |
|----------------------------------|--------------|---------------|
| おなまえ                             | 荒巻 隆三 様      |               |
| お振込先番号                           | [Redacted]   |               |
| 4年 7月                            | ご請求金額        | 7,611 円       |
| 6月                               | 消費電量(kWh)    | 69.1 円        |
| ご使用期間                            | 6月 1日~ 6月30日 |               |
| 契約種別                             | ご使用量(kWh)    | 電気料金内訳(円)     |
| 31                               | 2230         | 6,390         |
| 51                               | 0            | 1,221         |
| 燃料費調整額                           | +499.58 円    |               |
| 再エネ促進賦課金                         | 769 円        |               |
| 精算金額                             | +143.00 円    |               |
| お支払期限日                           | 8月 1日        |               |
| 本票は 8月14日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。 |              |               |
| お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。  |              |               |
| 京都料金センター                         | 電話番号         | 0800-777-8810 |
| 被課税人                             | 関西電力         | お客様控え         |

61

60

### 電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ 荒巻 隆三 様

お客様番号 [REDACTED]

4年 8月 [REDACTED] 請求金額 9,195円  
前月(前月) [REDACTED] 前月(前月) 835円

ご使用期間 7月 1日 ~ 7月31日

|     |           |           |
|-----|-----------|-----------|
| 契約種 | ご使用量(kWh) | 電気料金内訳(円) |
| 31  | 278       | 8,117     |
| 51  | 0         | 1,078     |

燃料費調整額 +622.78円  
再エネ促進調整金 959円

本票に印金票が取りつけられています。

お支払期限日 8月 31日

本票は 9月11日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。  
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせをお読みください。

京都料金センター  
0800-777-8810

振込先 関西電力

お寄せ先 印

62

### 電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ 荒巻 隆三 様

お客様番号 [REDACTED]

4年 9月 [REDACTED] 請求金額 9,446円  
前月(前月) [REDACTED] 前月(前月) 858円

ご使用期間 8月 1日 ~ 8月31日

|     |           |           |
|-----|-----------|-----------|
| 契約種 | ご使用量(kWh) | 電気料金内訳(円) |
| 31  | 286       | 8,368     |
| 51  | 0         | 1,078     |

燃料費調整額 +640.70円  
再エネ促進調整金 986円

本票に印金票が取りつけられています。

お支払期限日 10月 3日

本票は 10月16日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。  
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせをお読みください。

京都料金センター  
0800-777-8810

振込先 関西電力

お寄せ先 印

63

### 電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ 荒巻 隆三 様

お客様番号 [REDACTED]

4年 10月 [REDACTED] 請求金額 9,132円  
前月(前月) [REDACTED] 前月(前月) 830円

ご使用期間 9月 1日 ~ 10月 2日

|     |           |           |
|-----|-----------|-----------|
| 契約種 | ご使用量(kWh) | 電気料金内訳(円) |
| 31  | 276       | 8,054     |
| 51  | 0         | 1,078     |

燃料費調整額 +618.30円  
再エネ促進調整金 952円

本票に印金票が取りつけられています。

お支払期限日 11月 2日

本票は 11月14日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。  
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせをお読みください。

京都料金センター  
0800-777-8810

振込先 関西電力

お寄せ先 印

64

### 電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ 荒巻 隆三 様

お客様番号 [REDACTED]

4年 11月 [REDACTED] 請求金額 6,997円  
前月(前月) [REDACTED] 前月(前月) 636円

ご使用期間 10月 3日 ~ 10月31日

|     |           |           |
|-----|-----------|-----------|
| 契約種 | ご使用量(kWh) | 電気料金内訳(円) |
| 31  | 208       | 5,919     |
| 51  | 0         | 1,078     |

燃料費調整額 +465.98円  
再エネ促進調整金 717円

本票に印金票が取りつけられています。

お支払期限日 12月 1日

本票は 12月18日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。  
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせをお読みください。

京都料金センター  
0800-777-8810

振込先 関西電力

お寄せ先 印

65



電気料金振込受領証(兼請求書)

(赤)

|                               |                     |             |                |
|-------------------------------|---------------------|-------------|----------------|
| お振込人                          | 荒巻 隆三 様             |             |                |
| 年月分                           | ご請求金額               | 消費税等相当額(再掲) |                |
| 5-2                           | 1,039 円             | 94 円        |                |
| 契約種別                          | 契約 W/M または W/M 力率 % | ご使用量 kWh    | 使用期間           |
| 51                            | 2 90                | 0           | 1月 4日 ~ 1月 30日 |
| 燃料費徴収額                        | 0.00 円              | 電気料金内訳 円    |                |
| 再エネ促進賦課金                      | 0 円                 |             |                |
| ご使用場所：京都市東山区本町2丁目85サクラハイビル302 |                     |             |                |
| 1月31日 廃止                      |                     |             |                |

|                                                 |       |               |          |
|-------------------------------------------------|-------|---------------|----------|
| お支払期限日                                          | 3月 3日 | 金融機関振込期限日     | ---月---日 |
| お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。                 |       |               |          |
| 京都市電気センター                                       | 電話番号  | 0800-777-8810 |          |
| この用紙でのお支払いは、金融機関(ゆうちょ銀行含む)、コンビニエンスストアでお振込みできます。 |       |               |          |
| 受付局(金融機関)日附印                                    |       |               |          |
| [印]                                             |       |               |          |

お振込人 関西電力 (お書きまかせ)

68

電気料金振込受領証(兼請求書)

(赤)

お振込人 荒巻 隆三 様

年月分 請求金額 消費税等相当額(再掲) 408円

5-2 4,497円

ご使用期間 1月 4日~1月30日

契約種別 契約容量(kVA) 電力率% ご使用量 kWh 電気料金内訳 円

31 208 -

燃料費調整額 -992.23円

再エネ促進賦課金 719円

ご使用場所: 京都市東山区本町2丁目85サクライビル302 1月31日 廃止

受付局(金融機関)日附印

お支払期限日 3月3日 請求期限満期日 11月

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

京都料金センター 電話番号 0800-777-8810

この用紙でのお支払いは、金融機関(ゆうちょ銀行含む)・コンビニエンスストアでも取扱っております。

紙不要

お振込人 関西電力 (お寄せま控え)

68

電気料金振込受領証(兼請求書)

おなまえ 荒巻 隆三 様

お寄せ番号 請求金額 9,760円

5年 887円

ご使用期間 12月 1日~1月 3日

契約 ご使用量(kWh) 電気料金内訳(円)

31 296 8,682

51 0 1,078

燃料費調整額 +663.10円

再エネ促進賦課金 1,021円

お支払期限日 2月 3日

本票は 2月15日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

京都料金センター 0800-777-8810

お振込人 関西電力

67

電気料金振込受領証(兼請求書)

おなまえ 荒巻 隆三 様

お寄せ番号 請求金額 7,153円

4年 650円

ご使用期間 11月 1日~11月30日

契約 ご使用量(kWh) 電気料金内訳(円)

31 218 6,075

51 0 1,078

燃料費調整額 +477.18円

再エネ促進賦課金 734円

お支払期限日 1月 4日

本票は 1月15日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

京都料金センター 0800-777-8810

お振込人 関西電力

66

請求書 5年2月20日 No. \_\_\_\_\_

荒巻隆三 様

有谷川商事  
五建外良屋

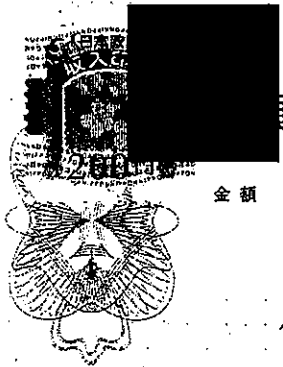
下記のとおり御請求申し上げます

登録番号

| 税込合計金額    |                       |     |     | 消費税額等          |       |       |
|-----------|-----------------------|-----|-----|----------------|-------|-------|
| 月日        | 品名                    | 数量  | 単価  | 金額(税抜・税込)      | 税率(%) | 摘要    |
| 1         | 室料                    | 3A分 |     | 80000          |       |       |
| 2         | <del>...</del>        |     | 149 | <del>...</del> |       |       |
| 3         | <del>...</del>        |     | 651 | <del>...</del> |       |       |
| 4         | 消費税                   |     |     | 10494          |       |       |
| 5         |                       |     |     |                |       |       |
| 6         |                       |     |     |                |       |       |
| 7         | 2/20 <del>...</del> ① |     |     | <del>...</del> |       |       |
| 8         | <del>...</del> ②      |     |     | <del>...</del> |       |       |
| 9         |                       |     |     |                |       |       |
| 10        |                       |     |     |                |       |       |
| 11        |                       |     |     |                |       |       |
| 12        |                       |     |     |                |       |       |
| 合計(税抜・税込) |                       |     |     |                |       |       |
|           |                       | 税率  | %   |                |       | 消費税額等 |
|           |                       | 税率  | %   |                |       | 消費税額等 |
|           |                       |     |     | 115438         |       |       |

69

コクヨ ウ-322



収証

荒巻隆三事務所 様

No. \_\_\_\_\_

金額

¥115,438

但

5年2月20日 上記正に領収いたしました

内訳

消費税額等(%)

代表取締役 谷川博  
有限会社 谷川商事

請求書

5年3月24日

No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所様

南谷商事  
五建外良屋

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号 \_\_\_\_\_

税込合計金額 ¥112,165

消費税額等

| 月日        | 品名                   | 数量    | 単価 | 金額(税抜・税込)         | 税率(%)  | 摘要    |
|-----------|----------------------|-------|----|-------------------|--------|-------|
|           | 空料                   | 4月分   |    | 80000             |        |       |
|           | <del>材料</del>        | 201kg |    | <del>57991</del>  |        |       |
|           | <del>材料</del>        | 517kg |    | <del>228670</del> |        |       |
|           | 消費税                  |       |    | 10196             |        |       |
|           |                      |       |    |                   |        |       |
|           |                      |       |    |                   |        |       |
|           | 3/24 <del>材料</del> ① |       |    | <del>177501</del> |        |       |
|           | <del>材料</del> ②      |       |    | <del>177501</del> |        |       |
|           |                      |       |    |                   |        |       |
|           |                      |       |    |                   |        |       |
|           |                      |       |    |                   |        |       |
|           |                      |       |    |                   |        |       |
|           |                      |       |    |                   |        |       |
|           |                      |       |    |                   |        |       |
| 合計(税抜・税込) |                      |       | 税率 | %                 |        | 消費税額等 |
|           |                      |       | 税率 | %                 | 112165 | 消費税額等 |

70

ユクヨ ウ-322

キャッシュサービス  
ご利用明細票

05-03-31

お振込 ¥112,165

14:41 0100

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥0 利用料 ¥0

京都中央信用金庫  
東五条支店  
当座預金 0272862  
1) タニカワシヨウジ 様

ご依頼人 電話 0755418078  
アラマキリウツウシムシヨ 様

※裏面のご案内もご確認ください

事 務 費

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

|                                                      |                                                        |      |       |     |          |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------|-------|-----|----------|
| 議員氏名(会派名)                                            | 荒巻 隆三                                                  | 整理番号 | 71~82 |     |          |
| 費目                                                   | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費) 人件費 |      |       |     |          |
| 支払内容                                                 | 固定電話料金                                                 |      |       |     |          |
| 支払金額                                                 | 165,625円                                               | 按分率  | 70%   | 計上額 | 115,933円 |
| 按分率の考え方                                              | 事務所状況等説明書に記載のとおり                                       |      |       |     |          |
| 備考                                                   |                                                        |      |       |     |          |
| <p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p> |                                                        |      |       |     |          |

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は左欄の枚数を記入してください。上記以外でお支払いの場合は切り取りません。

ご請求先氏名  
荒巻 隆三 様

お客様番号  
[REDACTED]

2022年 4月ご請求分

金額(円)  
¥10,868-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
[REDACTED]  
22.4.28

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

71

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は左欄の枚数を記入してください。上記以外でお支払いの場合は切り取りません。

ご請求先氏名  
荒巻 隆三 様

お客様番号  
[REDACTED]

2022年 5月ご請求分

金額(円)  
¥12,223-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
[REDACTED]  
22.5.31

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

72

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は左欄の枚数を記入してください。上記以外でお支払いの場合は切り取りません。

ご請求先氏名  
荒巻 隆三 様

お客様番号  
[REDACTED]

2022年 6月ご請求分

金額(円)  
¥11,121-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
[REDACTED]  
22.6.01

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

73

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は左欄の枚数を記入してください。上記以外でお支払いの場合は切り取りません。

ご請求先氏名  
荒巻 隆三 様

お客様番号  
[REDACTED]

2022年 7月ご請求分

金額(円)  
¥20,523-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
[REDACTED]  
22.8.05

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

74

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は左欄の枚数を記入してください。上記以外でお支払いの場合は切り取りません。

ご請求先氏名  
荒巻 隆三 様

お客様番号  
[REDACTED]

2022年 8月ご請求分

金額(円)  
¥12,883-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
[REDACTED]  
22.8.01

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

75

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は左欄の枚数を記入してください。上記以外でお支払いの場合は切り取りません。

ご請求先氏名  
荒巻 隆三 様

お客様番号  
[REDACTED]

2022年 9月ご請求分

金額(円)  
¥10,643-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
[REDACTED]  
22.9.30

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

76

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
荒巻 隆三 様

お客様番号

2022年10月ご請求分

金額(円)  
¥11,525-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
22.10.27

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

77

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
荒巻 隆三 様

お客様番号

2022年11月ご請求分

金額(円)  
¥10,718-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
22.11.30

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

78

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
荒巻 隆三 様

お客様番号

2022年12月ご請求分

金額(円)  
¥11,222-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
22.12.28

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

79

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
荒巻 隆三 様

お客様番号

2023年 1月ご請求分

金額(円)  
¥10,872-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
23.2.06

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

80

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
荒巻 隆三 様

お客様番号

2023年 2月ご請求分

金額(円)  
¥32,049-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
23.3.03

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

81

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
荒巻 隆三 様

お客様番号

2023年 3月ご請求分

金額(円)  
¥10,978-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
23.3.31

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

82



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

郵便区内特別



02451

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2022年 4月17日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【還付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M20021211002 02451 02448 00 J  
81.00000010 22040301J

荒巻 隆三 様



022042101045007720

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 3 ページ)

| お客様ご請求番号<br>(BILLING NUMBER)<br>お客様番号<br>(CUSTOMER NUMBER) | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | ご請求金額<br>(TOTAL AMOUNT) | お支払期限<br>(DUE DATE) |
|------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------|---------------------|
|                                                            | 2022年 4月ご請求分             | 10,868円                 | 2022年 5月 2日(月)      |

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額 9,548円  
NTTファイナンス分ご請求額 1,320円  
(合計) 10,868円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ\*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もともっと割、Web光もともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。  
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。  
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。  
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。  
\*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

|                            |            |                        |              |
|----------------------------|------------|------------------------|--------------|
| お客様ご請求番号<br>BILLING NUMBER | [Redacted] | 請求年月<br>MONTH OF ISSUE | 2022年 4月ご請求分 |
|----------------------------|------------|------------------------|--------------|

ご請求内訳 (お客様番号 [Redacted])

| 内訳項目<br>CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 金額(円) | 内訳金額(円)<br>AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細<br>DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN | 税区<br>TAX            |    |
|--------------------------------------------|-------|-------------------------|----------------------------------------|----------------------|----|
| ◇NTT西日本ご利用分                                |       |                         |                                        |                      |    |
|                                            | 9,394 | 5,400                   | フレッツ 光ネクスト F 単利用料                      | 3月 1日~ 3月31日         | 合算 |
|                                            |       | 1,790                   | もっともっと割 1、2年目ゾーンと割                     | 2022年10月10日迄0%減額12月以 | 合算 |
|                                            |       | 1,300                   | ひかり電話オフィスタイプ (基本料)                     | 3月 1日~ 3月31日 電話番号    | 合算 |
|                                            |       | 1,000                   | ひかり電話対応機器使用料                           | 3月 1日~ 3月31日         | 合算 |
|                                            |       | 1,200                   | ナンバー・ディスプレイ使用料                         | 3月 1日~ 3月31日         | 合算 |
|                                            |       | 1,000                   | ボイスウェブ使用料                              | 3月 1日~ 3月31日         | 合算 |
|                                            |       | 100                     | 追加番号使用料                                | 3月 1日~ 3月31日         | 合算 |
|                                            |       | 176                     | ひかり電話 (通話料)                            | 3月 1日~ 3月31日         | 合算 |
|                                            |       | 4                       | ユニバーサルサービス料他                           | 3月 1日~ 3月31日 2番号分    | 合算 |
|                                            |       | 100                     | 発行手数料                                  | この請求ととなります。          | 合算 |
|                                            |       | 50                      | 収納手数料                                  | 本請求書等の発行にかかわる各種費用に   | 合算 |
|                                            |       | 854                     | 消費税等相当額 (合計)                           | なります。                | 合算 |
| ◇NTTコミュニケーションズご利用分                         |       |                         |                                        |                      |    |
|                                            | 154   | 140                     | ナビダイヤル/テレドーム等への通話料                     | 本請求をコンビニエンスストア・各種金   | 合算 |
|                                            |       |                         |                                        |                      |    |
|                                            |       |                         |                                        |                      |    |
|                                            |       |                         |                                        |                      |    |
|                                            |       | 14                      | 消費税等相当額 (合計)                           | 本請求をコンビニエンスストア・各種金   | 合算 |
| ◇NTT西日本分 (小計)                              | 9,548 | 9,548                   | (小計)                                   | 3月 1日~ 3月31日 0570    | 合算 |
|                                            |       |                         |                                        | /0180等で始まる番号への通話料で   |    |
|                                            |       |                         |                                        | す。                   |    |
|                                            |       |                         |                                        | 合算表示の料金合計×10%        |    |

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

ユニバーサルサービス料は、日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために負担したたき料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021211002 02451 02448 0

|                            |            |                        |              |
|----------------------------|------------|------------------------|--------------|
| お客様ご請求番号<br>BILLING NUMBER | [REDACTED] | 請求年月<br>MONTH OF ISSUE | 2022年 4月ご請求分 |
|----------------------------|------------|------------------------|--------------|

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

| 内訳項目<br>CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)                                      | 金額(円)<br>AMOUNT (YEN) | 内訳金額(円)<br>AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細<br>DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN                     | 税区分<br>TAX |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------|------------|
| ◇NTTファイナンスご利用分                                                                  | 1,320                 | 1,320                   | OCN光w.L1Hフレッツ利用料等 * 契約番号: N138046031<br>NTTコミュニケーションズご利用分。 | 非対象        |
| ◇合計                                                                             | 10,868                | 10,868                  | 合計                                                         |            |
| <p>&lt;NTTファイナンスからのお知らせ&gt;<br/>           ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。</p> |                       |                         |                                                            |            |



郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

荒巻 隆三 様

発行年月日 2022年 5月18日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【還付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M20021211002 12043 12010 00 J  
01.00000010 22050301J

Webでのお問い合わせ先



022052101041495211

12043

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

3ページ

| お客様ご請求番号<br>(BILLING NUMBER)<br>お客様番号<br>(CUSTOMER NUMBER) | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | ご請求金額<br>(TOTAL AMOUNT) | お支払期限<br>(DUE DATE) |
|------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------|---------------------|
|                                                            | 2022年 5月ご請求分             | 12,223円                 | 2022年 5月31日(火)      |

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額 10,903円

NTTファイナンス分ご請求額 1,320円

(合計) 12,223円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ\*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/wari/>]でご確認ください。

\* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

|                           |  |                        |              |
|---------------------------|--|------------------------|--------------|
| お客様請求番号<br>BILLING NUMBER |  | 請求年月<br>MONTH OF ISSUE | 2022年 5月ご請求分 |
|---------------------------|--|------------------------|--------------|

ご請求内訳 (お客様番号)

| 内訳項目<br>CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 金額(円)<br>AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細<br>DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN | 税区<br>TAX |
|--------------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------|-----------|
| ◇NTT西日本ご利用分                                |                       |                                        |           |
| 10,804                                     | 5,400                 | フレッツ 光ネクスト F 単利用料 4月 1日～ 4月30日         | 合 算       |
|                                            | 1,790                 | もっももっも割 1、2年目2人と割 4月 1日～ 4月30日         | 合 算       |
|                                            | 1,300                 | ひかり電話オフィスタイプ (基本料) 4月 1日～ 4月30日        | 合 算       |
|                                            | 1,000                 | ひかり電話対応機器使用料 4月 1日～ 4月30日              | 合 算       |
|                                            | 1,200                 | ナンバー・ディスプレイ使用料 4月 1日～ 4月30日            | 合 算       |
|                                            | 1,000                 | ボイスアラート使用料 4月 1日～ 4月30日                | 合 算       |
|                                            | 100                   | 追加番号使用料 4月 1日～ 4月30日                   | 合 算       |
|                                            | 1,200                 | ひかり電話 (通話料) 4月 1日～ 4月30日               | 合 算       |
|                                            | 256                   | ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 4月 1日～ 4月30日        | 合 算       |
|                                            | 6                     | ユニバーサルサービス料他 4月 1日～ 4月30日              | 合 算       |
|                                            | 100                   | 発行手数料                                  | 合 算       |
|                                            | 50                    | 取納手数料                                  | 合 算       |
|                                            | 982                   | 消費税等相当額 (合計)                           | 合 算       |
| ◇NTTコミュニケーションズご利用分                         |                       |                                        |           |
| 99                                         | 90                    | ナビダイヤル/テレドーム等への通話料 4月 1日～ 4月30日        | 合 算       |
|                                            | 9                     | 消費税等相当額 (合計)                           | 合 算       |
| ◇NTT西日本分 (小計)                              |                       |                                        |           |
| 10,903                                     | 10,903                | 小計                                     |           |

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

M20021211002 12043.12010 1

お客様ご請求番号  
BILLING NUMBER請求年月  
MONTH OF ISSUE

2022年 5月ご請求分

## ご請求内訳 (お客様番号 )

| 内訳項目<br>CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 金額(円) | 内訳金額(円)<br>AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細<br>DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN                           | 税区分<br>TAX |
|--------------------------------------------|-------|-------------------------|------------------------------------------------------------------|------------|
| ◇NTTファイナンスご利用分<br>1,320                    |       | 1,320                   | OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号:N138046031<br>NTTコミュニケーションズご利用分。         | 非対象等       |
| ◇合計<br>12,223                              |       | 12,223                  | 合計<br><br><NTTファイナンスからのお知らせ><br>○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。 |            |

